

平成27年 第3回

戸田市教育委員会定例会

平成27年3月20日（金）午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第3回教育委員会（定例会）次第

1. 開会

2. 前回の会議録の承認

3. 教育長の報告 別添 資料No.1のとおり

4. 議事

ページ

(1) 議案

議案第21号 戸田市立小・中学校通学区域に関する規則（案）について…………… 1

議案第22号 教育委員会委員長の選挙及び委員長の職務を代理する者の指定について…… 12

議案第23号 平成27年度戸田市教育委員会事務局職員の人事異動（案）について…当日配付

5. その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

平成27年4月16日（木）午後2時30分～

(2) その他

6. 閉 会

戸田市立小・中学校通学区域に関する規則（案）

戸田市立小・中学校通学区域に関する規則（昭和49年教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

（通学区域）

第1条 戸田市立小学校（以下「小学校」という。）及び戸田市立中学校（以下「中学校」という。）の通学区域は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

（指定校変更等）

第2条 指定校変更（学齢児童及び学齢生徒（以下「児童生徒」という。）が、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を得て、その住所地の指定校以外の学校に就学することをいう。）の許可基準は、別表第3のとおりとする。

2 前項の許可に当たっては、当該児童生徒の登校及び下校について保護者が責任をもって監督及び指導できるものに限るものとする。

第3条 中学校の就学を予定する者で、当該就学予定者の住所地を通学区域とする中学校以外の中学校への就学を希望するものの保護者は、別に定めるところにより教育委員会の定める時期までに、教育委員会に対し、就学を希望する中学校を申請するものとする。

（区域外就学）

第4条 区域外就学（戸田市以外の市区町村に住所を有する児童生徒が、教育委員会の許可を得て、小学校又は中学校に就学することをいう。）の許可基準は、別表第4のとおりとする。

2 前項の許可に当たっては、当該児童生徒の登校及び下校について保護者が責任をもって監督及び指導できるものに限るものとする。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（通学区域に関する特例）

2 別表第1に規定する下前1丁目(11)については、当分の間、戸田市立戸田東小学校の通学区域とする。

3 別表第2に規定する下前1丁目(11)については、当分の間、戸田市立戸田東中学校の通学区域とする。

別表第1(第1条関係)

校名	通学区域
戸田市立戸田第一小学校	上戸田1～5丁目、本町1丁目(1～3、8～13、18～23)、本町2丁目(1～3、5～8)、本町3丁目(13～15)、大字上戸田
戸田市立戸田第二小学校	喜沢南1、2丁目、川岸1、2丁目、中町2丁目、下前1丁目(3～6、11～13)、下前2丁目
戸田市立新曾小学校	氷川町1～3丁目、新曾南1～4丁目
戸田市立美谷本小学校	美女木1、5～8丁目
戸田市立笹目小学校	笹目5～8丁目、早瀬2丁目
戸田市立戸田東小学校	下戸田1、2丁目、中町1丁目(19～24を除く。)、下前1丁目(1、2、7～10、14、15)
戸田市立戸田南小学校	本町1丁目(4～7、14～17、24、25)、本町2丁目(4、9～16)、本町3丁目(1～12)、本町4、5丁目、川岸3丁目、南町、戸田公園
戸田市立喜沢小学校	喜沢1、2丁目、中町1丁目(19～24)
戸田市立笹目東小学校	笹目1～4丁目、早瀬1丁目、笹目南町
戸田市立新曾北小学校	大字新曾(市道第7047号線(戸田市スポーツセンター南側道路)南側で市道第7026号線(新曾つつじ通り)東側の区域及び市道第7046号線(北大通り)南側で市道第7026号線(新曾つつじ通り)西側の区域)
戸田市立美女木小学校	美女木2～4丁目、笹目北町、美女木東1、2丁目、大字美女木
戸田市立芦原小学校	大字新曾(市道第7047号線(戸田市スポーツセンター南側道路)北側で市道第7026号線(新曾つつじ通り)東側の区域及び市道第7046号線(北大通り)北側で市道第7026号線(新曾つつじ通り)西側の区域)、大字下笹目

別表第2(第1条関係)

校名	通学区域
戸田市立戸田中学校	戸田市立戸田第一小学校の通学区域(大字上戸田を除く。)、戸田市立戸田南小学校の通学区域
戸田市立戸田東中学校	喜沢1丁目、中町1丁目、下戸田1、2丁目、下前1丁目(1、2、7～10、14、15)
戸田市立美笹中学校	戸田市立美谷本小学校の通学区域、戸田市立笹目小学校の通学区域、美女木2丁目
戸田市立喜沢中学校	喜沢2丁目、喜沢南1、2丁目、川岸1、2丁目、中町2丁目、下前1丁目(3～6、11～13)、下前2丁目
戸田市立新曾中学校	戸田市立新曾小学校の通学区域、戸田市立新曾北小学校の通学区域、戸田市立芦原小学校の通学区域、大字上戸田
戸田市立笹目中学校	戸田市立笹目東小学校の通学区域、戸田市立美女木小学校の通学区域(美女木2丁目を除く。)

別表第3(第2条関係)

該当事由	対象学年	許可基準	許可期間	添付書類
学年途中の 転居	小学校 1～4年	学年途中で転居し、通学に 支障がない場合	学年末まで (学年毎更 新可能)	教育通知
	小学校 5・6年		卒業まで	
	中学校 全学年		卒業まで	
転居の予定	小学校 中学校 全学年	自宅の新築若しくは改築 又はマンション若しくは アパートの入居等による 転居予定があり、通学に支 障がない場合	入居予定日 まで(年度 内)	建築確認書 (写)、売買契 約書(写)又は 賃貸借契約書 (写)
両親共働き 家庭(ひと り親家庭を 含む。)	小学校 全学年	両親共働き等により留守 になる家庭で、祖父母等の 家から通学する場合	事由の存す る期間(学 年毎更新可 能)	勤務証明書及び 児童を保護する 旨の証明書
		両親で商店等を営業し、店 等から通学する場合	事由の存す る期間(学 年毎更新可 能)	勤務証明書又は 営業証明書
兄弟同一校	小学校 全学年	兄又は姉と同一校に指定 校変更を希望する場合	卒業まで (学年毎更 新可能)	無し
その他	小学校 中学校 全学年	その他特別の事情がある 場合	教育委員会 が認める期 間	教育委員会が必 要と認める書類

別表第4(第4条関係)

該当事由	対象学年	許可基準	許可期間	添付書類
学年途中の 転出	小学校 1～4年	学年途中で転居し、通学に 支障がない場合	学年末まで (更新不可)	教育通知
	小学校 5・6年		卒業まで	
	中学校 全学年		卒業まで	
転入の予定	小学校 中学校 全学年	自宅の新築若しくは改築 又はマンション若しくは アパートの入居等による 転入の予定があり、通学に 支障がない場合	入居予定日 まで(年度 内)	建築確認書 (写)、売買契約 書(写)又は賃貸 借契約書(写)
両親共働き 家庭(ひと り親家庭を 含む。)	小学校 全学年	両親共働き等により留守 になる家庭で、祖父母等の 家から通学する場合	事由の存す る期間(学 年毎更新可 能)	勤務証明書及び 児童を保護す る旨の証明書
		両親で商店等を営業し、店 等から通学する場合	事由の存す る期間(学 年毎更新可 能)	勤務証明書又は 営業証明書
その他	小学校 中学校 全学年	その他特別の事情がある 場合	教育委員会 が認める期 間	教育委員会が必 要と認める書類

戸田市立小・中学校通学区域に関する規則

戸田市立小・中学校の通学区域を次のとおり定める。

- 1 小学校の通学区域は、別表第1のとおりとする。
- 2 中学校の通学区域は、別表第2のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年教委規則第5号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年教委規則第1号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年教委規則第2号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年教委規則第12号）

この規則は、昭和58年11月30日から施行する。

附 則（昭和62年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和62年4月22日から適用する。

附 則（平成13年教委規則第9号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年教委規則第4号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（戸田市立戸田第二小学校が受入れ可能となった場合の措置）

- 2 下前1丁目(11)の本来の指定校である戸田市立戸田第二小学校（以下この項において「第二小」という。）で児童の受入れが可能となった場合は、戸田市立小・中学校通学区域に関する規則を速やかに改正し、次の年度の新入生から第二小を指定校とするものとする。

（戸田市立喜沢中学校が受入れ可能となった場合の措置）

- 3 下前1丁目(11)の本来の指定校である戸田市立喜沢中学校（以下この項において「喜沢中」という。）で生徒の受入れが可能となった場合は、戸田市立小・中学校通学区域に関する規則を速やかに改正し、次の年度の新入生から喜沢中を指定校とするものとする。

別表第1（第1項関係）

校名	区域
戸田市立戸田第一小学校	上戸田1～5丁目、本町1丁目（1～3、8～13、18～23）、本町2丁目（1～3、5～8）、本町3丁目（13～15）、大字上戸田
戸田市立戸田第二小学校	喜沢南1、2丁目、川岸1、2丁目、中町2丁目、下前1丁目（3～6、11～13）、下前2丁目
戸田市立新曾小学校	氷川町1～3丁目、新曾南1～4丁目
戸田市立美谷本小学校	美女木1丁目、5～8丁目
戸田市立笹目小学校	笹目5～8丁目、早瀬2丁目
戸田市立戸田東小学校	下戸田1、2丁目、中町1丁目（19～24を除く。）、下前1丁目（1、2、7～10、14、15）
戸田市立戸田南小学校	本町1丁目（4～7、14～17、24～25）、本町2丁目（4、9～16）、本町3丁目（1～12）、本町4、5丁目、川岸3丁目、南町、戸田公園
戸田市立喜沢小学校	喜沢1、2丁目、中町1丁目（19～24）
戸田市立笹目東小学校	笹目1～4丁目、早瀬1丁目、笹目南町
戸田市立新曾北小学校	大字新曾（市道第7047号線（戸田市スポーツセンター南側道路）南側で市道第7026号線（新曾つつじ通り）東側の区域及び市道第7046号線（北大通り）南側で市道第7026号線（新曾つつじ通り）西側の区域）
戸田市立美女木小学校	美女木2～4丁目、笹目北町、美女木東1、2丁目、大字美女木
戸田市立芦原小学校	大字新曾（市道第7047号線（戸田市スポーツセンター南側道路）北側で市道第7026号線（新曾つつじ通り）東側の区域及び市道第7046号線（北大通り）北側で市道第7026号線（新曾つつじ通り）西側の区域）、大字下笹目

ただし、特例として当分の間、戸田市立戸田東小学校の区域には下前1丁目(11)を含むものとし、戸田市立戸田第二小学校の区域には下前1丁目(11)を含まないものとする。

別表第2（第2項関係）

校名	区域
戸田市立戸田中学校	戸田市立戸田第一小学校区（大字上戸田を除く。）、戸田市立戸田南小学校区
戸田市立戸田東中学校	喜沢1丁目、中町1丁目、下戸田1、2丁目、下前1丁目（1、2、7～10、14、15）
戸田市立美笹中学校	戸田市立美谷本小学校区、戸田市立笹目小学校区、美女木2丁目
戸田市立喜沢中学校	喜沢2丁目、喜沢南1、2丁目、川岸1、2丁目、中町2丁目、下前1丁目（3～6、11～13）、下前2丁目
戸田市立新曾中学校	戸田市立新曾小学校区、戸田市立新曾北小学校区、戸田市立芦原小学校区、大字上戸田
戸田市立笹目中学校	戸田市立笹目東小学校区、戸田市立美女木小学校区（美女木2丁目を除く。）

ただし、特例として当分の間、戸田市立戸田東中学校の区域には下前1丁目(11)を含むものとし、戸田市立喜沢中学校の区域には下前1丁目(11)を含まないものとする。

戸田市立中学校学校選択制実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、戸田市立小・中学校通学区域に関する規則（平成27年教育委員会規則第号）第1条に規定する戸田市立中学校（以下「中学校」という。）の通学区域外の中学校への入学について必要な手続を定め、もって通学区域の弾力的運用を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 通学区域外の中学校への入学を選択することができる者（以下「対象者」という。）は、中学校の第1学年に入学する者の保護者とする。

(選択可能校)

第3条 対象者が選択できる中学校は、全ての中学校のうち、いずれか1校とする。

(受入定員数)

第4条 通学区域外から受け入れることができる定員数（以下「受入定員数」という。）の上限は、1校当たり35人までとする。

2 受入定員数は、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、各中学校の施設状況を踏まえ、各中学校長と協議した上で決定するものとする。

(入学希望校申込書の提出)

第5条 通学区域外の中学校への入学を希望する対象者は、戸田市立中学校学校選択制入学希望校申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

(受入定員数以内の就学指定)

第6条 教育委員会は、申込書を集計し、入学を希望する対象者の数が、各中学校の受入定員数以内であるときは、当該入学を希望する対象者につき当該中学校を就学すべき中学校として指定するものとする。

(抽選の実施)

第7条 教育委員会は、申込書を集計し、入学を希望する対象者の数が、各中学校の受入定員数を超過しているときは、抽選を実施し、その当選者につき当該中学校を就学すべき中学校として指定するものとする。

2 教育委員会は、前項の抽選に漏れた者のうち補欠扱いを希望する者について、戸田市入学希望校確認書（第2号様式）の提出により補欠として登録し、併せて補欠の順位を決定する。

(繰上入学)

第8条 教育委員会は、前条第2項の規定により補欠として登録された者について、前条第1項の規定により就学指定された者で転出等により入学を辞退したものがあるときは、補欠順の上位の者から当該中学校を就学すべき中学校として指定するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

戸田市立中学校学校選択制入学希望校申込書

(通学区域外の中学校希望者用)

この用紙は、通学区域外の中学校を希望する人用です。

入学を希望する中学校名 戸田市立 中学校

※ 希望校の受入定員数を超えた場合は、抽選となります。

抽選日は、 年 月 日()を予定しております。

なお、抽選日に欠席した場合は、希望校に入学できませんので、ご注意ください。

1 児童の氏名及び性別 _____ (男 ・ 女)

2 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 現在の在籍小学校名 _____ 小学校

4 保 護 者 の 氏 名 _____

5 住 所 戸田市 _____

6 連絡先電話番号 _____

通学区域の中学校名 戸田市立 中学校

第2号様式（第7条関係）

戸田市入学希望校確認書

年度戸田市立中学校学校選択制による中学校の通学区域外入学希望者
公開抽選の結果、「 番」となったので、

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 通学区域内の中中学校（指定校）に入学します。2 補欠扱いを希望します。 |
|--|

※希望する番号を○で囲んでください。

年 月 日

児童の氏名 _____

保護者の氏名 _____

※「2 補欠扱いを希望します。」を選択された方は、下記の連絡先の記入を
お願いします。

連絡先電話番号 _____

※連絡先は、携帯電話の電話番号等でも構いませんが、日中連絡のつく連絡先
の記入をお願いします。

議案第 22 号

教育委員会委員長の選挙及び委員長の職務を代理する者の指定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 12 条第 1 項及び同条第 4 項の規定により戸田市教育委員会委員長の選挙及び委員長の職務を代理する者の指定を求める。

平成 27 年 3 月 20 日提出

戸 田 市 教 育 委 員 会

参 考

1. 参考条文（抜粋）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第十二条 教育委員会は、委員(第十六条第二項の規定により教育長に任命された委員を除く。)のうちから、委員長を選挙しなければならない。

2 委員長の任期は、一年とする。ただし、再選されることができる。

3 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。

戸田市教育委員会会議規則

第1章 委員長及び職務代理者の選任方法

第1条 委員長の選挙は、会議に於て無記名投票により行い有効投票の最多数を
得た者(其の者が2人以上あるときはこれらのうちからくじで定めたるもの)
をもって当選人とする。

第2条 委員長が事故があるとき又は欠けたときは、前任の委員(前任の委員が
2人あるときはこれらの者のうち年長のもの)が委員長の職務を代理する。

2. 今後の委員長の任期

平成27年3月29日から平成27年3月31日まで

教育長の報告

平成27年第3回教育委員会(定例会)

平成27年3月20日(金)

戸田市役所3階 教育委員室

1. 教育長の報告

ページ

- ① 平成27年度施政方針・総括質問について……………別紙
- ② 平成27年第2回戸田市議会定例会（3月）教育関連一般質問 件名・概要について……………1
- ③ 第2次戸田市教育振興計画実施計画について……………別紙
（教育総務課）
- ④ 平成26年度第2回戸田市海外留学奨学生について……………2
（教育総務課）
- ⑤ 体罰に係わる実態把握について……………当日配付
（学務課）
- ⑥ 児童生徒事故について……………4
（学務課・指導課）
- ⑦ 平成26年度戸田市教育研究集録の発行について……………当日配付
（指導課）
- ⑧ 平成26年度戸田市学校応援団実践事例集の発行について……………当日配付
（指導課）
- ⑨ 平成27年度高等学校進学予定者数について……………当日配付
（指導課）
- ⑩ 平成27年度スクールソーシャルワーカーの配置について……………5
（指導課）
- ⑪ 特別支援教育について……………当日配付
（指導課）
- ⑫ 平成26年度戸田市民大学認定講座の実施報告について……………6
（生涯学習課）
- ⑬ 平成26年度埋蔵文化財調査について……………7
（生涯学習課）
- ⑭ 戸田市立郷土博物館の特別整理期間について……………8
（図書館・郷土博物館）
- ⑮ その他

平成27年度

施政方針



戸田市

平成 27 年度 施政方針

目 次

は じ め に	・・・	1 頁
予 算 編 成 方 針	・・・	3 頁
平成 27 年度の主な施策		
1. 子どもの成長と生涯にわたる学びのまち	・・・	4 頁
2. 誰もが健康でいきいきと生活できるまち	・・・	8 頁
3. 安心して安全に暮らせるまち	・・・	10 頁
4. 緑と潤いのあるまち	・・・	11 頁
5. 快適で過ごしやすいまち	・・・	12 頁
6. 活力と賑わいを創出できるまち	・・・	15 頁
7. 人が集い心ふれあうまち	・・・	16 頁
8. 着実な総合振興計画の実行に向けて	・・・	17 頁
お わ り に	・・・	18 頁

本日、平成27年度一般会計予算をはじめとする重要な諸案件のご審議をお願いするに当たり、市政運営に対する基本的な方針と、予算編成及び施策の概要について申し述べ、市民の皆様ならびに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

《はじめに》

太平洋戦争終結から70年という節目の年を迎えました。戦後、日本は焼野原から力強く立ち上がり、豊かな社会を築くため、国民一人ひとりが不断の努力を講じてきました。70年間いかなる時も、一貫して平和国家として歩み続けてきた日本は、国際社会において現在の地位と信頼を確立し、私たちは今、安心して生活することができています。

しかし、世界では、未だテロや紛争が絶えず、罪のない人々が巻き込まれる痛ましい出来事も発生しています。改めて命の尊さと、平和への想いを一人ひとりが強く抱き、後世に、そして世界に伝えていかなければならないと感じております。

さて、国内に目を転じますと、去年は「税」が世相を表す漢字に選ばれたことに象徴されるように、消費税率が17年ぶりに8%に引き上げられ、国民の関心が税に集中した一年でありました。増税前の駆け込み需要や、その反動による個人消費の落ち込みにより、国内総生産速報値も2四半期連続でマイナス成長となり、安倍首相は、平成27年10月からの増税を延期する判断に至りました。今年1月の内閣府の月例経済報告によれば、景気は回復基調にあると予測されておりますが、今後の国の経済政策の効果が景気を下支えする中小企業にも波及し、継続的な成長の実現に繋がることを願って止みません。

一方、希望の持てる出来事も多くありました。青色に光る発光ダイオードの発明と、実用化に貢献した業績が認められた3名のノーベル物理学賞の受賞や、スポーツ界では、ソチ冬季オリンピック・パラリンピック大会での健闘、全米オープンテニス男子シングルスでの初の準優勝など、多くの日本人が世界の舞

台で活躍する姿は、日本を明るく灯す嬉しいニュースでありました。さらに、ユネスコの世界文化遺産に「富岡製糸場と絹産業遺産群」が、無形文化遺産に「和紙 日本の手漉和紙技術」が登録され、世界に「和」を印象付けただけでなく、日本人が日本の良さを再発見する機会にもなりました。

また、国内では各地で自然災害に悩まされた一年でもありました。2月の記録的な大雪、8月の広島県での大規模土砂災害、9月の御嶽山噴火の他、11月の最大震度6弱を記録した長野県北部地震は、風化されつつある東日本大震災の記憶を甦らせました。この地震では、家屋の全半壊や重軽傷者などの被害は出たものの、幸い死者が一人も出なかったことは奇跡でした。この背景には、日頃から培われていた地域の絆による迅速な安否確認、救助があり、防災対策において近助・共助がいかに重要であるかを再認識させられました。

以上、昨年の国内情勢や出来事を振り返ってまいりましたが、本市では、「協働のまちづくり元年」と位置づけましたとおり、まちづくりの基本ルールや仕組みを定めた自治基本条例の施行に向けて、鋭意取り組んでまいりました。具体的な協働のまちづくりの一例としては、第4次総合振興計画策定に当たっての市民、議会、行政が一体となった協働会議の開催をはじめ、身近なまちの情報を共有するためのスマートフォン用アプリ「tocoぷり」の開発など、協働の視点に基づく取り組みを実践してまいりました。市民間の機運が高まり、協働元年に相応しいスタートが切れたものと手応えを感じております。

協働のまちづくり2年目に当たる平成27年度は、自治基本条例をどのように推し進め、実効性を高めていくのかを協議する自治基本条例推進委員会を立ち上げ、「協働のまち 戸田」づくりに邁進してまいります。

また、限られた財源を効果的に活用し、本市の主要テーマである子育て支援や教育環境の整備、高齢者などに対する福祉サービスの充実、市民の皆様の安全・安心を守る防災・防犯対策の強化、快適な環境づくり、計画的な都市基盤整備、中小企業等の支援を目的とした産業の振興、女性・障がいのある方々を

はじめとした雇用の確保などの重要施策に全力で取り組んでまいります。

歳入財源の根幹である市税収入が好転する兆しが容易に見通せない中、急速な高齢化に対応するための社会保障関連経費の増大、とりわけ国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計への繰出金の増大など、一段と厳しい財政環境に直面しております。そのため、次代に負担を残さない堅実な財政運営を維持していくためには、その時々においてサービスの平準化に向け、妥当性や公平性を確保した上で効果的な見直しも必要な場合があると考えますが、その都度、市民の皆様への説明責任を果たしながら、良好で安定したサービスの提供に努めていく考えであります。

以上、平成27年度の市政運営に当たり、基本的な考え方を述べさせていただきました。続いてこれらを踏まえ、具体的な市政の展開について予算編成方針、主な施策の順に申し上げます。

《予算編成方針》

平成26年度税制改正により、地方法人税が創設され、法人市民税が一部国税化されたことなどから、歳入においては、市税全体で約3億円の税収減を見込んでおります。また、法人実効税率の引き下げの議論がなされるなど、市税の確保については先行きが不透明な状況にあります。

さらに、急速に進行する高齢化への対応、子育て支援、都市基盤整備、防災対策の強化や老朽化が進む公共施設の改修など多岐にわたる課題に取り組む必要があります。

このように、市財政を取り巻く環境は、かつてなく厳しい状況にあることから、市単独事業の抜本的かつ継続的な見直しに着手したところであります。また、臨時・政策的経費についても、緊急性や優先度から事業を厳選し、限られた財源の効率的な活用に努めました。

こうした積極的な取り組みの結果によって生じた財源を、地域の交流拠点となる上戸田地域交流センター“あいパル”、介護老人保健施設の整備、民間保育

所の増設、学童保育室の受入れ学年の拡大などの事業へ予算配分を実施したところであります。また、市債務の軽減に向けても果敢に取り組んでまいりました。とりわけ土地開発公社の債務保証額については、市長就任当時の約344億円から平成26年度末には約65億円となり、約279億円の減額、率にして80%以上の削減に努めてまいりました。引き続き第3次土地開発公社経営健全化計画の達成に向けて鋭意取り組んでまいります。

安定的な行政サービスを間断なく提供するとともに、新たな行政需要に的確に対応できるよう、これまで以上に踏み込んだ事業の見直しを行い、健全な財政運営を維持すべく、新年度の予算編成を行った次第であります。

《平成27年度の主な施策》

次に、平成27年度予算案に基づく施策の概要について、第4次総合振興計画の8つの柱に沿って、順次ご説明申し上げます。

基本目標の第1は、「子どもの成長と生涯にわたる学びのまち」であります。

まず、「子育て」の分野について申し上げます。

保育園については、待機児童解消策として、平成27年4月からこどもの国に定員100名の「こどもの国さくら草保育園」、上戸田2丁目に定員80名の「ニチイキッズ上戸田保育園」、新曾小玉に定員70名の「にいぞ虹保育園」、新曾南3丁目に定員26名の「ちびっこランドすみれ保育園」、計4ヶ所の認可保育園を民設民営により開園してまいります。また、平成27年4月からスタートする子ども・子育て支援新制度に基づく市の認可保育施設として、小規模保育施設を10ヶ所開設し、保育受入れ枠の拡大を図ってまいります。

学童保育については、受入れ学年を小学校6年生まで拡大するとともに、民間事業者の更なる誘致により定員拡大と多様なサービスの提供を図ってまいります。

すいかドームで親しまれてきた「こどもの国」については、緑の丘という新しいコンセプトの施設へと生まれ変わり、平成27年4月にオープンいたしま

す。

子育て支援については、子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期における教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の推進に総合的かつ計画的に取り組んでまいります。また、子育て支援者を養成し、市民の皆様との協働による子育て活動の推進を図るとともに、子育て支援講座、相談業務を実施し、子育て不安の解消及び児童虐待防止に努めてまいります。

子育て世帯に対する経済的支援については、中学生までのこども医療費の全額助成を継続するとともに、ひとり親家庭には、児童扶養手当、医療費助成、就労支援などの自立支援策を引き続き進めてまいります。

青少年の健全育成については、青少年団体の活動支援や非行防止の取り組みを推進するとともに、放課後子ども教室や青少年の居場所の充実に努めてまいります。

次に、「学校教育」の分野について申し上げます。

学力の育成については、デジタル教科書やパソコンなどにより、ドリル学習ができる学習支援システムなどのデジタル教材を効果的に活用し、楽しくわかる授業を充実してまいります。また、各小学校にわくわくティーチャー、各小・中学校に学習支援サポーターを配置するなど、市独自のきめ細やかな学習支援体制をより充実させるとともに、放課後の学習機会である、とだっ子学習クラブの充実や家庭においても活用できるICT学習教材の活用により、家庭教育の支援を図ってまいります。

着実に成果を上げている英語教育については、引き続きALTの全校配置を行い、更なる充実を図ってまいります。

進路指導・キャリア教育については、小学校では職業疑似体験施設を活用して、仕事に対する興味と関心を高め、中学校では地域の事業所などでの職業体験を実施し、勤労観、職業観の育成を図るなど、小・中学校の一貫した教育を推進してまいります。

いじめ問題への対応については、平成26年5月に策定した戸田市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題対策連絡協議会を機能させ、未然防止、早期発見、早期解決を図るなど、継続していじめの根絶を目指してまいります。今後も、いじめは絶対に許さないという強い姿勢のもと、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化してまいります。

特別な支援を必要とする児童生徒への対応については、小学校に特別支援学級を増設し、特別支援教育の充実を図ってまいります。また、平成26年11月に青山学院大学と締結した包括連携協定に基づき、教育関連の事業を実施してまいります。

教育委員会制度改革については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行され、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化などの抜本的な改革が行われます。本市においては経過措置期間を設けず、年度当初より新しい教育委員会制度に移行してまいります。

教育環境の充実については、老朽化した学校施設の大規模改修を計画的に進めてまいります。特に、非構造部材の耐震化については、緊急性が高いことから着実に実施してまいります。また、教育へのICT機器の更なる活用として、タブレットパソコンをパソコン室以外の教室でも利用できるよう、無線LAN環境の整備を実施してまいります。

児童・生徒の通学路の安全確保については、地域、警察、関係部署と連携を密にするとともに、交通指導員の配置を増やすなど、登下校時における安全対策を推進してまいります。

学校給食については、引き続き放射性物質の測定と食材アレルギーへの対応策を継続し、安心・安全でおいしい給食の提供に努めてまいります。

次に、「生涯学習」の分野について申し上げます。

生涯学習の振興については、市民の皆様の多様な学習ニーズを的確に把握し、

今後の生涯学習施策の基礎資料とするため市民意識調査を実施してまいります。また、市民大学ではこれまで進めてきた大学との連携を一層深め、市民の皆様に多彩な学びの場を提供してまいります。

上戸田公民館については、上戸田地域交流センター開館に伴い、平成27年8月23日をもって閉館いたします。今後は新曽公民館を中心とした3公民館において、地域や施設の特性を生かした魅力ある公民館事業を実施してまいります。

上戸田公民館の図書館については、装いも新たに上戸田地域交流センター内に開館いたします。

文化財については、貴重な市の財産でありますことから、保存、保護などに取り組むとともに、広く周知し多くの市民の皆様の理解が深まるよう努めてまいります。

図書館については、本館及び分室の蔵書の充実を図るとともに、レファレンス機能の強化を図るため、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスを導入してまいります。

郷土博物館については、平成27年が戦後70年に当たる節目の年でありますことから、戦時中の戸田をテーマとした企画展を開催いたします。また、アーカイブズ・センターでは、歴史的公文書を将来にわたり保存していくための史料整理に取り組んでまいります。

彩湖自然学習センターについては、館内展示の更なる充実を図ってまいります。

芸術文化の振興については、美術展覧会、音楽祭、文化祭などの支援を継続するとともに、市民の皆様自らが活躍できる環境を整備し、芸術文化活動の促進を図ってまいります。

スポーツ推進については、平成27年度から32年度までを計画期間としたスポーツ推進計画に基づき、当該計画の基本理念である「スポーツの力で健康、

笑顔あふれるまち とだ」の実現に向けた取り組みを推進してまいります。

基本目標の第2は、「誰もが健康でいきいきと生活できるまち」であります。

まず、「医療」の分野について申し上げます。

救急医療体制については、医師会及び各医療機関により構築されている救急医療体制を引き続き運用するとともに、救急医療の適正な利用に向けた情報を分かりやすく提供してまいります。

診療事業については、診療体制の充実を図り、安心・安全で安定した医療サービスの提供に努めてまいります。

市民医療センター等施設整備事業については、基本計画に基づき介護老人保健施設の増改築工事を進めてまいります。

介護老人保健施設については、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の皆様の協力の下、高齢者見守りネットワークを充実させるなど地域ケアサービスの向上を図ってまいります。

次に、「保健」の分野について申し上げます。

平成23年度に保健部門を福祉部に位置づけ、平成27年度は5年目の節目の年を迎えますが、今後も市民の皆様の健康づくり、健康寿命の延伸を目指して、保健と福祉のみならず市内の関係部や市内の関連機関、市民団体とも協力し連携を図りながら業務を進めてまいります。

感染症対策事業や親子保健事業、成人保健事業などの健康づくり事業については、より良い生活習慣の確立、疾病予防対策を重点に置き、引き続き実施してまいります。

健康づくりポイント事業については、市民の皆様の健康増進の面から継続して実施してまいります。

がん対策については、新たな胃内視鏡検査と前立腺がん検査を実施いたします。

自殺対策事業については、市民の皆様への啓発と早期発見のために、ホーム

ページにおいて自己診断が気軽にできるメンタルヘルスチェックを導入いたします。

次に、「福祉」の分野について申し上げます。

平成27年度は第6期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の初年度として、団塊の世代が75歳に到達する2025年を目標に据え、地域包括ケアシステムの構築に向けた総合的な取り組みを行ってまいります。

特に、在宅医療・介護連携の強化、地域ケア会議の推進、総合的な認知症施策の推進、生活支援・介護予防の基盤整備といった4つの重点的取組について、介護保険制度の改正に合わせた新しい事業体系を構築していくことが急務であります。看護や介護が必要な高齢者が地域で幸せに暮らし続けるために、地域包括支援センター、医療機関、介護事業者、ボランティア団体など、様々な社会資源を活用した地域ごとの仕組みづくりを推進してまいります。

上戸田福祉センター再整備事業については、平成27年9月に、地域の交流拠点となる上戸田地域交流センターを開設いたします。子どもから高齢者まで、誰もが健康で生き生きと安心して暮らすことができるよう、地域コミュニティの活性化、生涯学習の振興及び男女共同参画社会の実現に寄与する施設を目指してまいります。

地域福祉については、市民の皆様と進めている福祉まちづくり市民会議でのワークショップを通して、支え合いの地域づくりに向けた具体的な提案づくりを進めてまいります。

生活保護事業については、生活困窮者自立支援事業が平成27年度から本格実施となりますことから、より一層の充実を図ってまいります。さらに、新たに市単独事業として、生活保護世帯への学習支援事業及び住宅支援事業を実施してまいります。

障がい者福祉については、第4期障がい福祉計画の初年度として、身体障がい、知的障がい、精神障がいをはじめ、難病などの障がい者の方々に対する就

労支援を継続してまいります。また、障がい児通所サービスをはじめ障がい福祉サービスの更なる充実に努めてまいります。

国民健康保険事業については、年々増加する医療費の抑制に向けた対策として、引き続き、ジェネリック医薬品の使用促進や特定健康診査の奨励、特定保健指導の受診率の向上に努めてまいります。また新たに、レセプト及び特定健診結果データの分析に基づく、糖尿病性腎症重症化予防事業を医師会の協力のもと実施してまいります。

基本目標の第3は、「安心して安全に暮らせるまち」であります。

まず、「防災」の分野について申し上げます。

消防体制については、消防団の充実強化策として、入団基準の見直しや団員の処遇改善を図るとともに、女性や大学生、市内在勤者の力を生かせるよう機能別消防団員制度の導入に取り組んでまいります。また、現在2交代制である消防署体制については、災害活動時の指揮命令系統を軸に3交代制に改め、初動体制の強化、安全管理の徹底及び大規模災害時における体制整備を図ってまいります。また、救急事業については、心肺停止などの重篤な傷病者が発生した際に、AEDが設置され迅速な応急手当ができる事業所などを認定する救急協力事業所表示制度を創設してまいります。

防災対策については、河川監視カメラを3ヶ所増設するとともに、水害対策用備品の整備、土のうステーションの増設などにより、風水害対策の強化に努めてまいります。また、引き続き非常用食料の更新や福祉避難所用の防災備蓄品の整備に加え、既設の防災施設・設備の適切な維持管理に取り組んでまいります。また、自助及び地域による共助の意識醸成・向上を図るため、災害に強いまちづくり推進ワークショップ事業、防災士資格取得支援事業、災害時要配慮者支援対策など、自主防災会を中心とした地域との協働による防災事業を着実に実施してまいります。さらに、大規模災害からの生活再建に不可欠な「り災証明書」の発行を効率的に行うため、生活再建支援システムの導入にも取り

組んでまいります。

次に、「防犯」の分野について申し上げます。

防犯対策については、市内3駅周辺を中心に防犯カメラを設置することにより、多発している自転車盗を主とした犯罪の抑止に努めてまいります。また、振り込め詐欺被害についても、警察や金融機関等との協力体制を強化し、積極的に市民の皆様にご注意喚起を行い、被害の防止に努めてまいります。

次に、「市民生活」の分野について申し上げます。

交通安全対策については、全中学校6校、全高等学校2校及び一般市民を対象に、交通事故を再現するスケアード・ストレイト自転車安全教育を実施するとともに、交通事故撲滅運動などを積極的に実施してまいります。また、市内3駅に設置してある自転車駐車を、より快適な利便性と高いセキュリティを兼ね備えた施設に改修してまいります。

市民相談については、法律相談を中心とした各種相談の充実に努めてまいります。

消費生活については、消費生活センターの一層の充実を図るとともに、市民の皆様が消費生活トラブルに巻き込まれないための啓発活動を強化してまいります。

基本目標の第4は、「緑と潤いのあるまち」であります。

まず、「自然環境」の分野について申し上げます。

水と緑のネットワーク形成プロジェクト事業については、関係団体などと連携し推進してまいります。また、戸田ヶ原自然再生事業については、引き続き市民の皆様や関係団体と共に、サクラソウの育成や野生動植物の再生に取り組むほか、自然再生キャラクター「とだみちゃん」を活用した事業啓発を行ってまいります。

JR埼京線沿いの環境空間の有効活用については、戸田華かいどう21の実現に向け、上戸田5丁目地内の緑地整備を行ってまいります。

公園整備については、利用者の安全性を確保するため施設の整備・改修を行ってまいります。

荒川水循環センターの上部利用については、地元地域の皆様と協議し策定した計画案に基づき、県と連携し整備工事を進めてまいります。

河川の水質改善については、第2期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）による導水及び上戸田川浄化施設による水質の改善を継続的に実施してまいります。また、水辺環境の整備については、上戸田川の老朽化した防護柵を景観に配慮したものに改修してまいります。

次に、「地球環境」の分野について申し上げます。

温暖化対策については、国や県の動向を踏まえ、戸田市地球温暖化対策実行計画の見直しを行ってまいります。また、平成26年度に引き続き町会会館2ヶ所に太陽光発電システムを設置いたします。その他にも、太陽光発電システムの設置や電気自動車の購入などに要する経費を対象とした補助制度を継続するとともに、新たに低炭素社会の実現に向けて燃料電池自動車の購入に対しても補助を行ってまいります。

循環型社会の推進については、ごみ処理基本計画に基づき、ごみの減量化・資源化に係る施策に引き続き取り組み、更なる循環型社会の形成を進めてまいります。

環境美化については、戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例に基づき、喫煙制限区域を新たに指定するとともに、巡回啓発員を配置し啓発の強化を図ってまいります。また、県の地域猫活動推進事業補助金を活用し、野良猫による地域環境への影響を低減するよう努めてまいります。

基本目標の第5は、「快適で過ごしやすいまち」であります。

まず、「都市基盤」の分野について申し上げます。

都市マスタープランについては、戸田市都市まちづくり推進条例に基づく市民主体のまちづくりに継続して取り組んでまいります。

新曽中央地区については、地区まちづくり協定で定めた整備計画に基づき、関係権利者の理解と協力を得ながら、都市基盤の整備・改善を進めてまいります。特に、笹目川沿いの身近な広場である水辺のスポットと併せて、地区の中央を東西に貫くシンボル道路や笹目川沿い道路の一部について整備を実施してまいります。

市内3駅周辺整備については、快適性と利便性に配慮した賑わいのある駅周辺市街地の形成を目指し、引き続き既存の制度や地区まちづくり協定を活用し、地域の特性に応じたまちづくりを誘導してまいります。

川岸地区のまちづくりについては、今後も、密集市街地の防災性の向上と住環境の改善に向けた取り組みを進めてまいります。

道路整備については、関係権利者の理解と協力を得ながら、引き続き都市計画道路前谷馬場線の道路用地の確保に努めてまいります。また、歩行者・自転車交通のネットワーク化を推進し、車道と歩道の再配分により、安心して利用できる道路環境の創出に取り組んでまいります。

道路施設については、道路補修計画や橋梁長寿命化修繕計画に基づき、維持管理を行うとともに、道路照明のLED灯への更新を進めるなど、交通安全施設の充実に努めてまいります。

新曽第一土地区画整理事業については、事業進捗率が7割を超えましたが、今後も事業の早期完成に向けて、着実に推進してまいります。戸田駅西口駅前広場周辺地区については、快適性と利便性に配慮し、賑わいのある空間となるよう整備計画を策定してまいります。

新曽第二土地区画整理事業については、関係権利者の協力を得ながら建物などの移転や道路整備を計画的・効果的に進めてまいります。

河川の整備については、さくら川の改修を進め、治水機能の向上を図ってまいります。また、河川断面を阻害している辺島橋については、県と連携し早期完成を目指し取り組んでまいります。上戸田川については、新曽第二土地区画

整理事業区域内の関係権利者の理解と協力を得ながら用地を確保し、整備を進めてまいります。緑川については、緑川改修計画の促進に関する請願の採択を受け、今後、県に事業の推進を要望してまいります。

笹目川のまるごと再生プロジェクトについては、県による護岸整備工事が完成いたしますので、引き続き県や関係団体、地域の皆様との協働により、川の再生に取り組んでまいります。

次に、「生活基盤」の分野について申し上げます。

景観行政については、戸田市都市景観条例及び戸田市屋外広告物条例に基づく快適な景観形成づくりを継続して進めていくとともに、本市独自の三軒協定事業の推進に取り組んでまいります。

住宅については、平成26年度の耐震診断・改修補助金制度の見直しに伴う利用の促進を図ります。また、集合住宅の適切な管理・運営に関する情報提供など、安心して住み続けられる住環境の向上に引き続き努めてまいります。

市営住宅については、ライフサイクルコスト縮減につなげるための長寿命化計画の策定に取り組んでまいります。

コミュニティバスについては、南西循環の車両を新たに入れ替え、安全で快適な運行に努めてまいります。

水道事業については、市民サービスの向上と効率的な事業経営に努めるとともに、震災に強い水道を目指して、基幹管路等の耐震化を図ってまいります。また、浄水場施設の設備更新も併せて行ってまいります。

下水道事業については、未整備地区の汚水整備を重点的に進めてまいります。なお、新曽第一土地区画整理事業地区については、区画整理事業の進捗に併せ、新曽中央地区は当該地区のまちづくり整備方針に基づき整備してまいります。

雨水整備については、浸水対策として雨水幹線の延伸を進めるとともに、学校の校庭に雨水浸透施設を設置してまいります。また、下水道事業の中・長期的な計画である下水道ビジョンを策定いたします。

基本目標の第6は、「活力と賑わいを創出できるまち」であります。

新たな産業の創出支援については、製造業を中心とする中小企業を対象として、新技術・新製品の開発やISO認証取得に係る補助を引き続き行ってまいります。また、工業製品などの展示会への出展補助事業に加え、新たに市内の優良商品や技術等の出展を支援する戸田市内産品等セールス支援事業に取り組んでまいります。その他にも、工業系用途地域における工場などの新設や増設などの設備投資に対して支援を継続してまいります。

労働環境の整備については、求職活動時の多様な相談に対応するためのマンツーマンによる就職支援相談を毎週実施するとともに、実践的な就職支援セミナーを毎月開催いたします。また、結婚・育児で退職した女性の再就職相談事業なども積極的に実施してまいります。さらに、川口公共職業安定所と共同運営するふるさとハローワークでは、職業紹介や、就職に向けた講座の情報提供など就職活動を支援してまいります。

中小企業の経営基盤の支援については、低金利な事業資金の迅速な融資の実行に努めるとともに、利子補給を行い経営の安定を図ってまいります。

地域産業の支援については、平成26年度に創設した、既存店舗の改修や空き店舗の再生、さらに店舗を誘致する際の支援を目的とした商店等新業種等転換支援事業を継続して行ってまいります。また、商店街などが創意工夫して行う各種イベントなどを支援する商業活性化推進事業についても引き続き行ってまいります。

次に、「地域資源」の分野について申し上げます。

地域資源を生かしたシティセールスについては、戸田橋花火大会などの魅力ある観光情報を、観光協会と連携を図りながら強く発信するとともに、優良推奨品などの市内産品の販売促進を図ってまいります。また、メディアを通じて本市の認知度を高めるため、フィルムコミッション協議会と連携し、市内に点在する地域資源を広く紹介、宣伝してまいります。

都市型農業の振興については、土に親しむ広場を通じて、収穫の喜びを体験していただくとともに、農業が担う多面的な役割の理解を深めてまいります。

基本目標の第7は、「人が集い心ふれあうまち」であります。

まず、「協働・参画」の分野について申し上げます。

地域コミュニティの活性化については、新曽南多世代交流館を多世代の交流を促進する地域コミュニティの拠点となるよう、市民の意見を取り入れた施設運営に取り組んでまいります。

協働の推進については、自治基本条例推進委員会を立ち上げ、自治基本条例に基づく協働のまちづくりを推進、実践してまいります。

ボランティア・市民活動への支援については、市民活動サポート補助金の制度にアドバイザーを加え、市民活動団体に対する支援を充実してまいります。

男女共同参画の推進については、新設される上戸田地域交流センターにおいて、講座をはじめ各種事業を実施してまいります。また、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進条例制定のための新たな市民会議を設置し、検討を進めてまいります。

開かれた市政については、情報公開制度、パブリック・コメント制度、附属機関などの会議の公開などを充実し、市民の皆様への説明責任と事業立案への市民参画を推進してまいります。

情報化の推進については、市民の皆様のICTニーズと最新の技術動向を捉え、第2次情報化推進計画の後期計画の策定を行ってまいります。また、スマートフォンやタブレットなどからも利用しやすいホームページの充実を図るとともに行政情報の提供に努めてまいります。さらに、公共施設のe-TODAスポットや公衆無線LANの充実、インターネットによる公共施設の予約システムの利用開始を進めるなど、市民の皆様が利用しやすいICT環境の整備充実に努めてまいります。また、平成26年12月1日より運用を開始したスマートフォン用アプリ「tocoぷり」についても、利便性の更なる向上を目指して

まいります。

平成27年国勢調査については、インターネットによる回答方式の活用を進め、円滑な調査実施に努めてまいります。

次に、「交流」の分野について申し上げます。

友好交流事業における国際交流については、国際交流協会と連携し、多文化交流が活発に行われるよう努めてまいります。また、国内交流については、友好関係がさらに深められるよう、市民交流を支援してまいります。

最後に、「着実な総合振興計画の実行に向けて」であります。

まず、「地域経営・行政経営」の分野について申し上げます。

戸田市第4次総合振興計画については、市民、議会、行政の三者で構成された協働会議からの提言を受け、後期基本計画を策定してまいります。

政策研究所については、時代にふさわしい政策形成力の向上を目指し、市政を取り巻く中・長期的課題の調査・研究に取り組み、施策反映に努めてまいります。

次に、「行政運営」の分野について申し上げます。

人材育成については、強さと柔軟性を備えた協働を実践できる職員の育成に取り組むとともに、良好な職場環境づくりに努めてまいります。

個人番号制度については、平成28年1月の個人番号カードの交付に先立ち、平成27年10月に、全ての市民の皆様へ個人番号通知カードを送付し、適正な交付事務の執行に努めてまいります。また、証明書自動交付サービスについては、平成27年9月18日に自動交付機によるサービスを終了いたします。今後は、いつでも、どこでも証明書が取得できる、より利便性の高いコンビニ交付サービスを推進してまいります。

戸籍システムについては、平成27年11月にシステムを入れ替え、戸籍情報及び戸籍証明書交付サービスの適正な管理に努めてまいります。

行政改革については、第5次戸田市行政改革プランの最終年度を迎えます。

今後一層厳しくなる財政状況の中、質の高い行政サービスを安定的に提供できるよう、第6次の計画を策定してまいります。

税収の確保については、これまでにない厳しい財政状況が見込まれる中、各種施策を展開していくためには歳入の根幹である市税収入の充実・安定確保が不可欠であります。このことから、税負担への公平性・平等性を図るとともに、更なる収納率の向上に努めてまいります。

財政運営については、国・県補助金等歳入の確保に努め、既存事業の抜本的かつ継続的な見直しを推進するとともに、土地開発公社の債務保証額の一層の削減により、連結ベースでの財政の健全性を維持してまいります。さらに、財政状況について、市民の皆様との情報共有を図るとともに、財政に関する職員研修の充実により意識改革を徹底し、職員が一丸となって持続可能な財政運営を実施してまいります。

公共施設の維持管理については、経営的な視点を取り入れた公共施設ファシリティマネジメントを引き続き推進してまいります。その一環として、インフラ施設を含む公共施設などを戦略的に維持管理・更新していくための基本的な方針である、公共施設等総合管理計画の策定に向けて作業を進めてまいります。また、公共建築物の今後の方向性を定める公共施設再編プランの策定に着手してまいります。

《おわりに》

以上、平成27年度の予算編成方針、施策の概要について申し上げます。

平成26年5月に日本創成会議から発表された報告によりますと、このまま地方から都市部への人口移動が収束しない場合、日本全体の49.8%に当たる896市区町村で、2040年には20歳から39歳の女性人口が半分以下に減り、最終的には行政サービスの維持が困難になり消滅する恐れがある「消滅可能性都市」と予測されました。

また、国は人口急減・超高齢化という日本が直面する課題に対して、平成2

6年9月に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、全ての地方公共団体に国の長期ビジョンと総合戦略を勘案した「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定を求めています。

幸い本市は、「消滅可能性都市」とは予測されておりませんが、人口減少は日本全体の課題であると強く認識しております。今後はこれまでと同様の行政運営は通用せず、急速な高齢化や人口減少などを見据えながら、危機感を持って持続可能なまちづくりを進めていかなければなりません。

中国の思想家である孟子の言葉の一節に、「地の利は人の和に如かず」があります。これは、いかに土地の形勢が有利であっても、一致団結している人々の力には及ばないことを意味しています。JR埼京線の開通や道路交通網の整備により地の利を得ている本市であります。市民の皆様は結束力をさらに高めていかなければ、せっかくの地の利も生かすことができないばかりか、人口減少時代における都市間競争に勝ち抜くこともできません。

人と人とが繋がり、人がまちづくりの原動力になるためには、産声をあげたばかりの協働によるまちづくりをさらに進展させ、市民の皆様と手と手を取り合い、手探りでも一步一步、着実に信頼・協力関係を育んでいくことこそが、今強く求められています。

私は、魅力あるまちとは、そこで子どもを産み育て、次の世代、そのまた次の世代にも繋がるまちであり、豊かな自然と、人々の心があたたかく包み込み、女性が輝き、高齢者が生きがいを持ち、そして子どもたちが夢を抱けるようなまちであると考えております。

人口13万人、平均年齢も県内で一番若いまちである本市の真価が問われる時。本当のまちの魅力を求めて、今後も「みんなでつくろう 水と緑を活かした 幸せを実感できるまちとだ」の実現に向け、皆様とともに全力で取り組んでまいります。

最後に、市民の皆様ならびに議員各位に、市政へのご支援とご協力を心から

お願い申し上げます、平成27年度の施政方針といたします。



平成27年度施政方針・教育関連総括質問 件名・概要について

秋元良夫議員（平成会）

2. 新しい教育委員会制度について

石井民雄議員（志政クラブ）

3. 児童生徒の通学路の安全確保について

手塚静枝議員（公明党）

3. 「子どもの成長と生涯にわたる学びのまち」から

(3) 小学校の教科書採択がえについて。

酒井郁郎議員（戸田の会）

5. 小中学校の一貫化について

6. 特別支援教育の充実について

平成27年第2回戸田市議会定例会（3月）教育関連一般質問 件名・概要について

馬場栄一郎議員（志政クラブ）

1. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正について

- (1) 首長としての新教育長任命の考え方は。
- (2) 教育委員会会議の委員数の変更の考えは。
- (3) 第26条の自己点検・評価についての対応は。
- (4) 総合的な施策の大綱について、今後の市の対応は。
- (5) 総合教育会議の設置についての今後のスケジュール、構成員、本市の考え方などの方針は。

高橋秀樹議員（志政クラブ）

2. 教育行政について

- (1) 教育長の件について。
- (2) 中学生の非行化に対する学校の対応。
- (3) 学校区について。

第2次戸田市教育振興計画実施計画
【平成23～27年度】

～ 生き生きと 共に育む 教育のまち 戸田 ～

平成27年3月
戸田市教育委員会

目 次

	ページ
第 1 部 総論	
1. 実施計画の位置づけ	2
2. 実施計画の期間	2
3. 実施計画の進行管理	2
4. 実施計画の事業数	2
	ページ
第 2 部 第 2 次戸田市教育振興計画実施計画	
1. 重点施策	3
2. 第 1 章 生きる力を育む教育	4
3. 第 2 章 よりよい教育環境の整備	1 2
4. 第 3 章 地域社会と連携した教育	1 6

第1部 総論

1. 実施計画の位置づけ

実施計画は、第2次戸田市教育振興計画に掲載した基本理念・基本目標を実現するための具体的事業のうち、優先的、重点的に取り組む事業を明らかにするものです。

2. 実施計画の期間

本実施計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

3. 実施計画の進行管理

本計画を効果的に推進するために、戸田市行政評価システムによる評価と連動させ、事業状況を把握し、適切な進行管理を行います。

また、本計画は事業を取り巻く状況等の変化により、見直しが必要となる場合も生じるため、1年毎に見直しを行います。

なお、平成23年度組織改正により主管課の移動がありました。

4. 実施計画の事業数

重点施策		目標 指標数
1	確かな学力の育成	2
2	豊かな心の育成	2
3	よりよい教育環境の整備	1
4	家庭・地域の教育力の向上	2
合 計		7

章	節	事業数
1	生きる力を育む教育	
	1 確かな学力の育成	16
	2 豊かな心の育成	13
	3 健やかな体の育成	9
	4 特別支援教育の充実	10
2	よりよい教育環境の整備	
	1 教職員の資質向上	3
	2 特色ある学校づくり	2
3	地域社会と連携した教育	
	3 よりよい教育環境の整備	24
	1 家庭・地域の教育力の向上	14
	2 学校・家庭・地域・行政の連携	35
	3 生涯学習・生涯スポーツの振興	28
合 計		167

第2部 第2次戸田市教育振興計画実施計画

1. 重点施策

(重点施策1) 確かな学力の育成

■目標指標

目標指標	現状 (平成22年度)	目標 (平成27年度)	計画値				
			H23	H24	H25	H26	H27
授業の内容がわかる児童生徒の割合	小学校 88%	90%	88%	88%	89%	89%	90%
	中学校 70%	80%	72%	74%	76%	78%	80%
授業に進んで取り組んでいる児童生徒の割合	小学校 85%	90%	86%	87%	88%	89%	90%
	中学校 73%	80%	75%	77%	78%	79%	80%

(重点施策2) 豊かな心の育成

■目標指標

目標指標	現状 (平成22年度)	目標 (平成27年度)	計画値				
			H23	H24	H25	H26	H27
通学合宿の年間実施回数	4回	9回	5回	6回	7回	8回	9回
規律ある態度の達成度 (3つの達成目標から全項目の平均値)	小学校 86%	90%	86%	87%	88%	89%	90%
	中学校 83%	85%	83%	83%	84%	84%	85%

(重点施策3) よりよい教育環境の整備

■目標指標

目標指標	現状 (平成22年度)	目標 (平成27年度)	計画値				
			H23	H24	H25	H26	H27
施設維持保全改修実施学校数	0校	14校	2校	5校	8校	11校	14校

(重点施策4) 家庭・地域の教育力の向上

■目標指標

目標指標	現状 (平成22年度)	目標 (平成27年度)	計画値				
			H23	H24	H25	H26	H27
地域子育て支援拠点つどいの広場事業設置数	6か所	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
市民大学の認定講座数	19講座	40講座	20講座	30講座	34講座	37講座	40講座

第2部 第2次戸田市教育振興計画実施計画
2. 第1章 生きる力を育む教育

教育振興計画 施策番号	款	項	目	大 事 業	中 事 業	課名	事業名	事業内容	計画内容	計画額（千円）				
										H23	H24	H25	H26	H27
1-1-1-1	10	1	3	1	1	指導課	学校教育指導事業	毎日の授業に対して、子供たちの「授業がわかる」「授業が楽しい」「積極的に取り組んでいる」という情意的側面の目標値を定め、その達成に向けた各学校の取組を通して「学習意欲」の向上を図ります。また、年1回（6月）の調査を実施し、結果を各学校の取り組みの充実に還元します。	「生きる力」の知の側面が「確かな学力」です。これを支える根底に「学習意欲」があげられます。毎日の授業に対して、子供たちの「授業がわかる」「授業が楽しい」「積極的に取り組んでいる」という情意的側面の目標値を定め、その達成に向けた各学校の取組を通して「学習意欲」の向上を図ります。年1回（6月）の調査を実施し、公表します。	0	0	0	0	0
1-1-1-2	10	1	3	1	1	指導課	学校教育指導事業（わくわくティーチャーの配置）	小学校において、一人一人の児童を大切に、基礎学力の向上ときめ細かな指導を目指し、「授業が楽しく心躍るような指導をしてくれる先生」としてわくわくティーチャーを配置し、チームティーチング、個別指導等に組み込みます。また今後は、個別指導等に当たる指導者の良質な人材確保についての方策を検討します。	小学校において、基礎学力の向上ときめ細かな指導を目指し、わくわくティーチャーを1名又は2名配置し、チームティーチング等により、個に応じた指導の充実に図ります。	40,385	38,415	32,698	33,462	33,462
1-1-1-3	10	1	3	1	1	指導課	学校教育指導事業（中学校学習支援サポーターの配置）	中学校の授業において、一人一人の生徒を大切に、基礎学力の向上ときめ細かな指導を目指し、「授業が分かり、楽しく学べ、やる気を引き出してくれる先生」として学習支援サポーターを配置し、チームティーチング、個別指導等に組み込みます。また、「とっ子学習クラブ（放課後学習クラブ）」を運営し生徒の学力向上を目指すとともに生徒指導上の課題解決に向け、専門的な立場から指導、支援を行い、生徒指導を充実します。	平成26年度から16名配置とし、各学校に2～3名の配置をすることで、各学校の教員と連携し、学習指導及び生徒指導の支援を行います。また、放課後等の戸っ子学習クラブを開催することで、生徒の学力の一層の向上を図ります。	25,948	23,274	23,274	20,622	20,160
1-1-1-4	10	1	5	3	1	指導課 〔教育センター〕	研究・研修事業（理科大好き特別授業）	理科好きな児童生徒を一人でも多く育成するために、理科大好き特別授業・研修会を実施します。大学教員等による、驚きや感動のある実験等をとおして理科学習に興味・関心がもてる特別な授業を実施します。また、授業後に教員を対象とした効果的な実験・実習のあり方について指導・助言を受け、教員の指導力向上に資する研修の機会とします。	お茶の水女子大学と連携し、教員の指導力向上研修会・児童生徒への理科大好き特別授業・サイエンスフェスティバルの充実に図ります。	2,234	1,020	980	1,120	800
1-1-1-5	10	1	5	3	1	指導課 〔教育センター〕	研究・研修事業（教育センター教科等研究グループ）	教育センター教科等研究グループの活性化をとおして、各学校の中核的な指導者を育成します。また、各研究成果を各学校の教育活動に還元します。	各学校の中核的な指導者育成が図れるように、教員同士が互いに学び合う場とします。各研究成果を各学校に還元できるように努めます。	250	250	250	250	250
1-1-1-6	10	4	7	2	5	図書館・郷土博物館	郷土博物館博学連携事業	子どもたちが郷土の歴史や文化、人々の生活を見つめ学ぶことを通し、郷土を大切にする心を育むため、小学校3年生授業「郷土学習」、6年生授業「歴史学習」や博物館資料を利用したの出前授業を実施します。さらに、中学生社会体験チャレンジ事業の受入、郷土博物館活用検討委員会を開催します。	小学3年生対象の博物館授業「郷土学習」、6年生対象の博物館授業「歴史学習」を全小学校対象に実施するほか、学芸員が学校へ出向いて博物館資料を利用しながらの授業支援を行います。また、中学生社会体験チャレンジ事業の受入、大学生博物館実習の受入、教員対象の各種研修事業の受入を行います。さらに、学芸員と教員による郷土博物館活用検討委員会を組織して検討を重ねると共に、博学連携を考える研修会を開催します。26年度に刊行した「実践事例集」後のことを見据えて、さらに博学連携を充実させるよう努力します。	571	214	93	443	230

教育振興計画 施策番号	款	項	目	大 事 業	中 事 業	課名	事業名	事業内容	計画内容	計画額（千円）				
										H23	H24	H25	H26	H27
1-1-1-7	10	4	8	1	3	図書館・郷土博物館	彩湖自然学習センター 博学連携事業	広大な自然体験学習の場の提供と、地域の自然に触れ親しむ心を育てる校外体験学習を小学校3年生を対象として実施します。また、彩湖自然学習センター活用検討委員会、中学生社会体験チャレンジ事業受入、出前授業を実施します。	野生の生きものとのふれあいを楽しむ自然体験学習と常設展示を活用したしらべ学習に分けられる校外体験学習は、市内12の小学3年生を対象に理科授業として実施します。彩湖自然学習センター活用検討委員会は、学校教育における同センターの活用を研究協議することを目的に市内小中学校の教師6人により組織され活動します。中学生社会体験チャレンジ事業受け入れは、市内6の中学2年生を対象に職場を経験することにより望ましい勤労観や職業観を育成することを目的に実施します。出前授業は、市内小・中学校からの要請に基づき理科・総合的な学習の時間・生活科の授業として実施します。	1,386	515	509	514	514
1-1-1-8	10	1	3	1	1	指導課	学校教育指導事業（と だっ子学習クラブ）	小学校学習支援サポーターを各校1名配置し、わくわくティーチャーとともに、確かな学力を育成します。 また、「とだっ子学習クラブ」に加え、インターネットに接続したパソコンを使用することで、家庭でもドリル学習が可能となるよう環境を整備します。	小学校において、放課後や長期休業日を利用した特別授業を実施します。	0	0	10,908	12,989	12,373
1-1-1-9	10	1	5	3	1	指導課 〔教育センター〕	研究・研修事業（戸田 市算数・数学フェス ティバル・国語コンテ スト事業）	算数・数学おもしろ教室、数学コンテスト（計算部門は小学生対象、思考部門は小学校高学年及び中学生対象）及び国語（小・中学生対象）コンテストを実施し、「確かな学力」を育成します。	年々参加者が増加していることから、市内教職員及び非常勤職員の運営により、継続して事業を実施する。	220	320	310	362	360
1-1-1-10	10	2	1	2	1	学務課	学力向上推進事業（2 学期制・夏季休業期間 短縮事業）	2学期制及び夏季休業期間短縮により、授業時間数の確保や児童生徒と教員とのふれあいの時間確保を目的に実施します。2学期制及び夏季休業期間短縮により、25時間から30時間の授業時数を確保します。	基礎的・基本的な知識、技能と確かな学力を身につけるとともに、心豊かで健康的な子どもを育成します。	0	0	0	0	0
1-1-1-11	10	1	2	3	2	学務課	中学校学校選択制事業	通学区域以外の中学でも希望すれば入学を可能とする学校選択制（定員有り）を実施し、生徒の学習意欲を高めるとともに、特色ある学校づくりを推進します。	制度の導入以来、各中学校の受け入れ人数を35人として運用してきたが、近年の戸田市立の中学校生徒数は増加傾向である。今後は教室の空き数等により、生徒の受け入れ数をその年の見込生徒数の状況によって変更することも検討し、対応していく。中学校学校選択制要綱等の整備をする。	360	339	330	349	340
1-1-2-1	10	1	5	3	1	指導課 〔教育センター〕	研究・研修事業（ICT 教育推進事業）	小・中学校の全普通教室に整備された大型テレビ、パソコンなどのICT機器や校内LANを効果的に活用した授業が行えるよう、教員研修の充実を図り、指導力の向上に努めます。また、ホームページの更新、ICTインストラクターの配置等により、情報教育の充実を図ります。	普通教室に整備したICT機器を効果的に活用した授業づくりについて、ICT活用研修会を各学校を会場に年間2回ずつ実施し、ICT機器やデジタル教材等を活用するための指導力の向上を図ります。また、教育センターにおいてネットパトロールを行いスマートフォンや携帯電話・ネット上の児童生徒間等のトラブルに迅速に対応します。	5,544	5,660	5,660	5,822	5,822
1-1-2-2	10	3	1	5	1	指導課	中学校教育振興事業 （中学生社会体験チャ レンジ事業）	地域の中での様々な職業体験活動を通して、多くの人とふれあい、学校では得られない経験を積むことで、豊かな感性や社会性、自律心を養い、たくましく豊かに生きる力を育みます。また、望ましい職業観・勤労観を育てるとともに、進路指導・キャリア教育の充実を図ります。	6月から翌年2月までの期間に各学校が決めた日程で、進路指導・キャリア教育の一環として、地域の事業所や公共機関で市内中学生が職場体験をし、望ましい職業観・勤労観を育む良い機会とします。	990	990	990	960	960

教育振興計画 施策番号	款	項	目	大 事 業	中 事 業	課名	事業名	事業内容	計画内容	計画額（千円）				
										H23	H24	H25	H26	H27
1-1-2-3	10	4	8	1	3	図書館・郷土博物館	彩湖自然学習センター 博学連携事業（再掲）	広大な自然体験学習の場の提供と、地域の自然に触れ親しむ心を育てる校外体験学習を小学校3年生を対象として実施します。また、彩湖自然学習センター活用検討委員会、中学生社会体験チャレンジ事業受入、出前授業を実施します。	野生の生きものとのふれあいを楽しむ自然体験学習と常設展示を活用したしらべ学習に分けられる校外体験学習は、市内12の小学3年生を対象に理科授業として実施します。彩湖自然学習センター活用検討委員会は、学校教育における同センターの活用を研究協議することを目的に市内小中学校の教師6人により組織され活動します。中学生社会体験チャレンジ事業受け入れは、市内6の中学2年生を対象に職場を経験することにより望ましい勤労観や職業観を育成することを目的に実施します。出前授業は、市内小・中学校からの要請に基づき理科・総合的な学習の時間・生活科の授業として実施します。	1,386	515	509	514	514
1-1-2-4	10	6	1	3	2	指導課・学校給食課	食の教育事業	児童・生徒には、学校給食を生きた教材として、給食時間や総合的な学習の時間等に食に関する指導を行います。保護者には、献立表・給食だよりの提供、試食会等での講演などを実施します。	栄養教諭、学校栄養職員と連携し、食育全体計画に基づき、学校生活の様々な場面で食に関する指導を行います。また、試食会等での講演などを行います。	0	0	0	0	0
1-1-2-5	-	-	-	-	-	指導課 〔教育センター〕	英語教育研究開発事業	児童生徒が国際社会を強く生き抜くために、国際理解教育推進特区において、英語活動を実施してきた実績を踏まえ、英語教育の充実を図ります。小学校は全学年で英語活動を実施します。（3～6年生は年間35時間、1・2年生は学校に応じて）。中学校は、1学年の外国語の授業時数を年間35時間増やし、小中の英語教育の円滑な接続を図ります。	英語教育研究開発事業は、文部科学省の委託事業である平成23年度で終了となりました。しかし、事業終了後も、これまでの本市の英語教育の実績等を踏まえ、小・中学校9年間を見通した英語教育の推進を図ります。 （英語強化推進事業H25・26、H27・28）	174	0	0	0	0
1-2-1-1	10	1	3	1	1	指導課	学校教育指導事業（本好きサポーターの配置）	本好きサポーターと司書教諭及び管理職の連携を密にし、読書活動推進のための創意工夫のある取り組みを実施します。	本好きサポーター研修を充実させ、児童生徒への図書紹介や来室しなくなる図書室環境の整備などを行い、児童生徒の読書活動への意欲を高めるよう努めていきます。	6,558	6,351	8,164	8,200	8,200
1-2-1-2	10	1	3	1	1	指導課	学校教育指導事業（学校応援団推進事業）	家庭を含む地域全体で学校教育を支援（読み聞かせ等）する体制づくりを推進することにより、教員の子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び家庭・地域の教育力の活性化を図ります。	下戸田、上戸田、新嘗、笹目・美女木の各地区ごとにおける地区学校応援団実行委員会と各学校の学校応援団が連携し、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒を育成しようとする環境づくりを行います。	3,171	2,381	1,440	1,440	1,440
1-2-2-1	10	1	3	1	1	指導課	学校教育指導事業（道徳教育に係る指導）	計画的な学校訪問を行う中で、学校全体で道徳の授業の充実が図れるような具体的指導に努めます。計画的な学校訪問のほか、要請訪問にも対応します。	道徳の時間を要として全教育活動において取り組むものとされている指導要領における道徳教育の趣旨を、各学校を訪問する中で全教職員に周知させていく。道徳推進教師が各学級の道徳授業や学校としての取組の計画的に推進できる体制作りを指導します。	0	0	0	0	0
1-2-2-2	10	1	5	3	1	指導課	研究・研修事業（道徳教育に係る指導）	道徳教育指導法研修会を実施し、道徳の時間を要とした道徳教育の充実を図ります。	道徳教育を推進するための各学校でのミドルリーダーとなる教師の育成に努める。そのための研修会を計画的に実施しリーダー育成に努めます。授業研究の活性化や児童生徒の実態を把握して学級ごとの道徳指導計画を作成し、その活用に努めることを推進します。	0	0	0	0	0
1-2-2-3	10	3	1	5	1	指導課	中学校教育振興事業（中学生社会体験チャレンジ事業）	地域の中での様々な職業体験活動を通して、多くの人とふれあい、学校では得られない経験を積むことで、豊かな感性や社会性、自律心を養い、たくましく豊かに生きる力を育みます。また、望ましい職業観・勤労観を育てるとともに、進路指導・キャリア教育の充実を図ります。	6月から翌年2月までの期間に各学校が決めた日程で、進路指導・キャリア教育の一環として、地域の事業所や公共機関で市内中学生が職場体験をし、望ましい職業観・勤労観を育む良い機会とします。	990	990	990	960	960
1-2-3-1	10	1	3	2	1	指導課	生徒指導支援事業（すこやかサポーターの配置）	市内の各中学校に「すこやかサポーター」を派遣し、校区内・校内の巡回、補導等の活動を行い、安全で落ち着いた教育環境づくりを支援するとともに、生徒指導の充実を図ります。	管理職の指導の下、他の教職員と一層の共通理解を図り、多様化する非行・問題行動への迅速な対応、生徒の規範意識の醸成等、一人一人の生徒との信頼関係に基づき、明るく安心して学べる学校づくりを旨とします。	21,029	21,029	21,809	21,270	21,757

教育振興計画 施策番号	款	項	目	大 事 業	中 事 業	課名	事業名	事業内容	計画内容	計画額（千円）				
										H23	H24	H25	H26	H27
1-2-3-2	10	1	3	3	1	指導課	教職員研修事業（管理職人権教育研修会 教職員人権教育研修会）	学校における人権教育を推進するために、管理職や指導者としての役割について理解を深め、資質の向上を図ります。	学校における人権教育を推進するために、管理職や指導者としての役割について理解を深め、資質の向上を図っていきます。	0	10	10	10	30
1-2-3-3	10	1	5	2	1	指導課 〔教育センター〕	就学・教育相談事業（日本語指導事業）	教育相談の一環として、日本語指導員を配置し、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して日本語指導を行いながら、学校生活や日常生活に早期に対応できるよう支援します。	外国人児童生徒のニーズに応じた日本語指導員の配置を行い、よりよい日本語指導を行います。相談対象の児童生徒数の大幅な増減が生じた際は、相談員の人数を見直します。	2,520	2,381	2,363	2,376	2,340
1-2-3-4	10	1	5	2	1	指導課 〔教育センター〕	就学・教育相談事業（特別支援教育）	特別支援学級等への入級相談、難聴言語及び発達・情緒への通級指導の相談に応じることにより、よりよい就学相談に努めます。	関係諸機関との連携を密にし、早期相談体制を充実を図ります。一人ひとりの教育的ニーズに応じた適正な就学のために、就学に関する相談を積極的に実施します。	144	122	122	122	122
1-2-3-5	10	1	5	2	1	指導課 〔教育センター〕	就学・教育相談事業（不登校対策）	①教育相談指導員、教育心理専門員による教育相談の実施、②不登校対策に向けての「講演会」「研究協議」の企画、③センター所員による就学相談を実施します。	不登校児童生徒の減少を旨として、教育センターと各学校のさわやか相談室との協力体制を強化して、教育相談体制を充実させていく。そして、不登校児童生徒の出現率の減少を旨とする。年度ごとに目標値を設定して、その実現に向けて取り組んでいく。	14,335	14,159	14,159	17,682	16,882
1-2-3-6	10	1	5	2	1	指導課 〔教育センター〕	就学・教育相談事業（さわやか相談室の充実）	スクールカウンセラー、さわやか相談員、ボランティア相談員の相互理解・連携と教職員との連携強化により、「さわやか相談室」の充実を図ります。	さわやか相談室と教職員との連携を図り、生徒の実態把握、指導の共通理解を進めます。相談室登校、不登校、悩み相談など状況に応じて対応し、必要に応じて家庭訪問も実施します。	14,824	14,612	14,612	14,612	16,050
1-2-3-7	10	1	5	2	1	指導課 〔教育センター〕	就学・教育相談事業（総合的な不登校対策事業）	教育センターにおける来所及び電話による教育相談を充実させ、また、適応指導教室等により心の教育の充実を図るとともに、学校及び関係機関との連携を図り、小・中学校における不登校児童生徒の解消に努めます。	年に3回実施している不登校対策会議を年間を通した計画的な活動の中に位置づけることを課題とします。中学校の不登校生徒が多いため、特に、小中の連携が速やかに、定期的に行えるように取り組みます。また、継続してきた中1アンケートをより早い時期に行い、生徒の実態に応じた不登校対策に取り組みます。	0	0	0	0	0
1-2-3-8	10	3	1	5	1	指導課	中学校教育振興事業	働くことの意義についての総合的な理解の促進を図るために、地域で活躍している方等を招き、各中学校で講演会を実施します。	生き方指導も含めた今後の進路について、中学生一人一人が自分の進路について考える良い機会として位置づけ、地域の方々を講師として招聘し、各学校で講演会を実施します。また、学校によっては、地域の方が指導者となって、生徒の希望にそって、いろいろな職業を体験させます。	60	60	60	60	60
1-3-1-1	10	1	4	1	1	学務課	学校保健事業	就学時健診、在籍児童・生徒及び教職員の健診等の実施により、健康増進と学校保健行政の向上を図ります。	学校保健安全法に基づき、就学時健康診断、児童生徒等の定期健康診断等を実施する。	27,121	26,523	25,913	26,920	27,754
1-3-1-2	10	1	1	2	1	学務課	学校褒賞事業	市内小・中学校学校医等の退職にあたり、戸田市教育への永きにわたる貢献に対して、褒賞を行います。	市内小・中学校学校医等の退職にあたり、感謝状及び慰労金の贈呈を実施する。	236	197	197	197	197
1-3-1-3	10	6	1	3	2	指導課・学校給食課	食の教育事業（再掲）	児童・生徒には、学校給食を生きた教材として、給食時間や総合的な学習の時間等に、食に関する指導を行います。保護者には、献立表・給食だよりの提供、試食会等での講演などを実施します。	栄養教諭、学校栄養職員と連携し、食育全体計画に基づき、学校生活の様々な場面で食に関する指導を行います。また、試食会等での講演などを行います。	0	0	0	0	0
1-3-1-4	10	6	1	3	1	学校給食課	学校給食センター管理運営費	センター方式による学校給食については、その特色が十分活かされるよう円滑な管理運営を行い、また、中学生社会体験チャレンジ事業受入も実施します。（給食管理業務委託、センター維持管理等）	市内小学校3校と中学校6校の児童・生徒の給食を共同調理場（センター方式）により、特色を生かした栄養バランスの取れた学校給食を提供していく。また、中学生への社会体験（3日間）の受入事業も行っていく。	424,792	420,476	402,527	417,822	426,726

教育振興計画 施策番号	款	項	目	大 事 業	中 事 業	課名	事業名	事業内容	計画内容	計画額（千円）				
										H23	H24	H25	H26	H27
1-3-1-5	10	6	1	3	2	学校給食課	学校給食栄養管理事業・学校給食事務管理事業	学校給食実施計画を基に、献立の検討等を行うとともに、学校給食事務取扱引きに従って学校より各届出の提出を受け、栄養のバランスのとれた豊かな学校給食を円滑に提供します。	給食献立の検討等を行い、学校との連携を高め、安全で栄養バランスの取れた学校給食を円滑に提供していく。	74,839	8,052	8,259	8,301	12,256
1-3-1-6	10	6	2	1	1	学校給食課	単独校調理場管理運営事業	単独校調理場方式による学校給食については、その特色が十分活かされるよう、円滑な管理運営を実施します。（給食管理、調理業務委託、調理場維持管理等）	単独校調理場方式の給食になることにより、給食に関する指導の充実やより細やかな対応を行う。	500,035	525,210	550,595	585,102	571,737
1-3-1-7	10	2	3	1	1	学校給食課	学校給食施設整備事業	市内小学校の給食施設をドライ方式により整備することで、より安全でバランスの取れた給食を提供できるとともに、今後、食物アレルギー（除去食）への対応に向けて努力し、児童の心身の健全な発育に資することを旨とします。	市内小学校給食をセンター方式から自校方式へと切り替えるための工事を毎年、1校ずつ平成23年度まで進めた。今後、残る3校の整備については、校舎や他の施設の改築時期にあわせて給食調理場整備を検討することとする。	429,616	—	—	—	—
1-3-2-1	10	1	3	3	1	指導課	学校教育指導事業（体力向上チャレンジ事業）	てつぼう・とびばこ教室は、器械運動を苦手とする児童に、運動の素地づくりや運動特性にふれる喜びを味わわせ、運動好きな児童を育てるとともに運動技能、体力の向上を図ります。なわとび大会は、なわとびを通して児童生徒の体力向上を図るとともに、運動好きな児童生徒を育てます。	夏休み中に、てつぼう・とびばこ教室を戸田市内の小学校を会場に、冬場（12月～2月中旬）には、なわとび大会を各学校で実施いたします。それに合わせて、各学校での事前の取組も含めて、運動に親しませ、体力の向上を図ります。	200	200	180	180	180
1-3-2-2	10	3	1	5	1	指導課	中学校教育振興事業（部活動指導）	人格・専門的な技術指導に優れた地域の人材に、中学校部活動指導員として部活動指導をお願いし、部活動の充実を図ります。	年度当初に、外部指導者として学校長が推薦した地域の方を、教育委員会の承認の上、各中学校の部活動の指導者として、年間を通して中学生の指導にあたっていただくことで、部活動の一層の充実を図ります。	210	180	180	180	180
1-4-1-1	10	1	5	2	2	指導課 〔教育センター〕	発達支援事業	発達に関する相談の充実、巡回相談員の派遣、「サポート手帳」の活用により、特別な支援の必要な児童生徒へのよりよい支援を図ります。	教育心理専門員による教育相談、発達検査、発達に係る専門医による診断により、発達相談を充実します。学校等への巡回相談員の派遣により、特別支援教育体制を推進します。「とだっ子ファイル」を県の「サポート手帳」に統合し、義務教育段階での一貫した支援に努めます。	5,144	4,871	4,871	5,347	5,600
1-4-1-2	4	1	6	1	5	福祉保健センター	子育て支援事業	児童虐待予防対策を強化するとともに、市民の不安を解消するため相談体制を充実します。	生後4か月までに「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施します。また、発達支援事業などで相談を行います。	13,014	16,195	18,065	17,618	12,039
1-4-1-3	10	1	5	2	2	指導課 〔教育センター〕	就学・教育相談事業（特別支援教育）	早期からの発達相談、特別支援学級に関する相談に応じることにより、よりよい就学相談に努めます。	5歳時健診との連携、幼稚園・保育園との連携により、早期からの発達相談、就学相談を実施します。	0	0	0	0	0
1-4-2-1	10	2	2	1	1	教育総務課	小学校施設整備事業	小学校の施設・設備の充実（スロープ、点字ブロック、障がい者用トイレ、階段手すり等）について、ニーズをいち早く把握し対応を図ります。	老朽化による改築及び、内外装、電気・給排水・消防・放送設備等の改修に努めていくこととします。	528,170	1,039,638	431,969	714,438	733,634
1-4-2-2	10	3	2	1	1	教育総務課	中学校施設整備事業	中学校の施設・設備の充実（スロープ、点字ブロック、障がい者用トイレ、階段手すり等）について、ニーズをいち早く把握し対応を図ります。	老朽化による改築及び、内外装、電気・給排水・消防・放送設備等の改修に努めていくこととします。	61,412	332,741	314,731	350,127	363,316
1-4-3-1	10	1	5	2	2	指導課 〔教育センター〕	発達支援事業（再掲）	発達に関する相談の充実、巡回相談員の派遣、「サポート手帳」の活用により、特別な支援の必要な児童生徒へのよりよい支援を図ります。	教育心理専門員による教育相談、発達検査、発達に係る専門医による診断により、発達相談を充実します。学校等への巡回相談員の派遣により、特別支援教育体制を推進します。「とだっ子ファイル」を県の「サポート手帳」に統合し、義務教育段階での一貫した支援に努めます。	5,144	4,891	4,891	5,347	5,600

教育振興計画 施策番号	款	項	目	大 事 業	中 事 業	課名	事業名	事業内容	計画内容	計画額（千円）				
										H23	H24	H25	H26	H27
1-4-3-2	4	1	6	1	5	福祉保健センター	子育て支援事業（再掲）	児童虐待予防対策を強化するとともに、市民の不安を解消するため相談体制を充実します。	生後4か月までに「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施します。また、発達支援事業などで相談を行います。「5歳児発達健診」では保育園、幼稚園との連携を取り早期支援を図ります。	13,014	16,195	18,065	17,618	12,039
1-4-3-3	3	2	2	9	1	こども家庭課	こども家庭相談センター事業（要保護児童の早期発見・早期対応）	要保護児童の早期発見をするため、要保護児童対策地域協議会の構成機関が連携して対応します。また、教育センター・福祉保健センターと連携し、早期に適切な支援が行えるよう対応します。	こども家庭相談センターで受ける相談から、発達障害など支援が必要な児童の早期発見に努め、把握した場合は教育センター・福祉保健センター等関係機関連携のもと、適切な支援を行っていきます。	20,655	25,450	25,716	26,328	25,937
1-4-3-4	3	1	3	2	1	障害福祉課	障害者施設事業（あすなろ学園運営費の助成）	障がい児への療育支援を行っている児童発達支援センター「あすなろ学園」の運営費の助成を行います。	障がい児の療育支援のため、児童発達支援センターである「あすなろ学園」の運営費の助成を引き続き行う。	40,129	45,048	58,898	43,298	49,087
1-4-3-5	3	1	3	2	1	障害福祉課	障害者施設事業（障がい児施設等利用者に対する利用者負担額等の補助）	障がい児への療育支援を行っている施設に通所するための費用を軽減するために、利用者負担等の一部について補助を行います。	障がい児の療育支援のため、施設に通所するための費用のうち、利用者負担の一部の補助を引き続き行う。	2,402	3,248	3,249	2,547	2,480
1-5-1-1	10	1	5	4	1	指導課 〔教育センター〕	ALT事業	小・中学校において実践的な英語教育を推進するために、外国語指導助手（ALT）を全小・中学校に常駐配置します。授業における活用だけでなく、休み時間や放課後等における児童生徒とALTの英語をとおしたふれ合い（異文化交流）により、コミュニケーション能力の育成を図ります。	平成23年度から英語活動が全国的に実施されることから、ALTの需要が高まっています。そこで、各学校に質の高いALTを継続して配置するために、諸課題についての研修を行い、英語教育の一層の充実を図ります。	71,064	69,910	68,708	69,527	68,633
1-5-1-2	-	-	-	-	-	指導課 〔教育センター〕	英語教育研究開発事業（再掲）	児童生徒が国際社会を強く生き抜くために、国際理解教育推進特区において、英語活動を実施してきた実績を踏まえ、英語教育の充実を図ります。小学校は全学年で英語活動を実施します。（3～6年生は年間35時間、1・2年生は学校に応じて）。中学校は、1学年の外国語の授業時数を年間35時間増やし、小中の英語教育の円滑な接続を図ります。	英語教育研究開発事業は、文部科学省の委託事業である平成23年度で終了となりました。しかし、事業終了後も、これまでの本市の英語教育の実績等を踏まえ、小・中学校9年間を見通した英語教育の推進を図ります。（英語強化推進事業H25・26、H27・28）	174	0	0	0	0
1-5-1-3	特8 2	1	1	1	1	教育総務課	海外留学奨学資金事業	戸田市将来の発展に資するような有用な人材を育成することを目的として、海外の大学に留学する者に、選考により奨学資金及び渡航費用を給与します。	奨学金を給与するだけでなく、国際人の育成を図る観点から、小学校からの英語活動などと結び付けて、奨学生の帰国後、小中学生に対し海外留学体験談を話す等の機会を設けて市民へ周知するとともに、国際教育の一環とします（平成23年度から実施中）。 また、海外留学奨学基金がここ数年のうちに1億円を割り込むことが見込まれるため、平成27年度から奨学金額を減額したり、年度給与額を一定にしたりするなどの見直しを行います。	9,000	9,000	8,000	10,500	6,000

教育振興計画 施策番号	款	項	目	大 事 業	中 事 業	課名	事業名	事業内容	計画内容	計画額（千円）				
										H23	H24	H25	H26	H27
1-5-2-1	10	4	7	2	5	図書館・郷土博物館	郷土博物館博学連携事業（再掲）	子どもたちが郷土の歴史や文化、人々の生活を見つめ学ぶことを通し、郷土を大切にすることを育むため、小学校3年生授業「郷土学習」、6年生授業「歴史学習」や博物館資料を利用した出前授業を実施します。さらに、中学生社会体験チャレンジ事業の受入、郷土博物館活用検討委員会を開催します。	小学3年生対象の博物館授業「郷土学習」、6年生対象の博物館授業「歴史学習」を全小学校対象に実施するほか、学芸員が学校へ出向いて博物館資料を利用しながらの授業支援を行います。また、中学生社会体験チャレンジ事業の受入、大学生博物館実習の受入、教員対象の各種研修事業の受入を行います。さらに、学芸員と教員による郷土博物館活用検討委員会を組織して検討を重ねると共に、博学連携を考える研修会を開催します。 26年度に刊行した「実践事例集」後のことを見据えて、さらに博学連携を充実させるよう努力します。	571	214	93	443	230
1-5-2-2	2	1	3	1	1	図書館・郷土博物館	市史編さん事業	戸田市にかかわる古文書・歴史的公文書・地域文献・地図資料・写真資料・新聞記事等を収集、整理、保存し、利用に供します。また、郷土博物館内に開設した戸田市アーカイブズ・センターを運営します。	戸田市にかかわる古文書・歴史的公文書・地域文献・地図資料・写真資料・新聞記事等を収集、整理、保存し、利用に供します。また、臨時職員に係る事務を行うと共に、専門性を有する非常勤嘱託員（アーキビスト）の配置を目指します。 なお、郷土博物館内に開設した戸田市アーカイブズ・センターを運営すると共に、施設の周知と利用促進を図ります。平成28年度に市制50周年を迎えることから、「戸田市史」の平成版の刊行に向けて調査を開始します。	2,456	4,596	4,861	6,944	7,842
1-5-2-3	10	4	8	1	3	図書館・郷土博物館	彩湖自然学習センター博学連携事業（再掲）	広大な自然体験学習の場の提供と、地域の自然に触れ親しむ心を育てる校外体験学習を小学校3年生を対象として実施します。また、彩湖自然学習センター活用検討委員会、中学生社会体験チャレンジ事業受入、出前授業を実施します。	野生の生きものとのふれあいを楽しむ自然体験学習と常設展示を活用したしらべ学習に分けられる校外体験学習は、市内12の小学3年生を対象に理科授業として実施します。彩湖自然学習センター活用検討委員会は、学校教育における同センターの活用を研究協議することを目的に市内小中学校の教師6人により組織され活動します。中学生社会体験チャレンジ事業受け入れは、市内6の中学2年生を対象に職場を経験することにより望ましい勤労観や職業観を育成することを目的に実施します。出前授業は、市内小・中学校からの要請に基づき理科・総合的な学習の時間・生活科の授業として実施します。	1,386	515	509	514	514
1-5-2-4	10	4	4	1	1	生涯学習課	文化財保護事業	有形・無形文化財の調査、保護、保存、埋蔵文化財の発掘調査等を実施し、文化財の保護を図ります。	新指定文化財の調査、指定文化財の保護・保存、埋蔵文化財の発掘調査等を進めていきます。また、市民大で養成した「まちなか案内人」や歴史散歩マップを活用した文化財講座を開催し、市民の郷土愛の醸成に努めます。	5,550	11,336	9,995	8,996	8,310
1-5-2-5	10	4	4	1	2	生涯学習課	歴史の道整備活用推進事業	旧中山道や古道、渡船場などを調査し、案内標識や説明板を設置します。また、歴史散歩マップを作成し、市民の郷土愛を育み地域文化の向上に寄与します。	主要な事業は完了していることから、平成25年度以降は事業内容を文化財保護事業に統合し、継続して実施します。	171	396	—	—	—
1-5-2-6	2	1	13	1	1	協働推進課	市民交流事業（ふるさと祭り事業）	お祭りを開催することにより、多くの市民の参加を得るとともに、ふるさと意識の高揚と伝統文化の継承、多世代の住民の融和と相互の連帯感の強化を図ります。	戸田ふるさと祭り実行委員会の企画・運営により、会場を競艇場に移してから、多くの方が来場し、盛大に開催されている。今後は児童・生徒子どもたちが積極的に参加できるプログラムを検討し、実施してまいります。の検討を実行委員会と一緒に検討していきたい。	10,650	10,650	10,530	10,646	10,593
1-5-2-7	2	1	18	1	1	文化スポーツ課	芸術文化振興事業	芸術文化活動の振興、推進を図るとともに、芸術文化に対する若い世代の関心を高めます。	多くの市民が芸術文化を鑑賞する機会を増やします。	8,179	8,179	8,110	5,966	6,005
1-5-2-8	2	1	18	2	1	文化スポーツ課	文化会館管理運営費	市民文化の向上と福祉の増進を図るため、文化会館の効果的かつ効率的な管理運営を進めます。	市民の芸術・文化活動の拠点施設であることから、今後も高い評価を得ている音楽家や演劇家を招くなど、質の高い芸術を身近に触れられる場として、継続していきます。	255,455	224,455	388,318	241,598	238,153

教育振興計画 施策番号	款	項	目	大 事 業	中 事 業	課名	事業名	事業内容	計画内容	計画額（千円）				
										H23	H24	H25	H26	H27
1-5-2-9	10	3	1	5	1	指導課	中学校教育振興事業 (中学生社会体験チャ レンジ事業)	地域の中での様々な職業体験活動を通して、多くの 人々とふれあい、学校では得られない経験を積むこと で、豊かな感性や社会性、自律心を養い、たくましく 豊かに生きる力を育みます。また、望ましい職業観・ 勤労観を育てるとともに、進路指導・キャリア教育の 充実を図ります。	6月から翌年2月までの期間に各学校が決めた日程 で、進路指導・キャリア教育の一環として、地域の事 業所や公共機関で市内中学生が職場体験をし、望まし い職業観・勤労観を育む良い機会とします。	990	990	990	960	960
1-5-2-10	10	1	5	4	1	指導課 〔教育センター〕	ALT事業（再掲）	小・中学校において実践的な英語教育を推進するた めに、外国語指導助手（ALT）を全小・中学校に常駐 配置します。授業における活用だけではなく、休 み時間や放課後等における児童生徒とALTの英語を とおしたふれ合い（異文化交流）により、コミュニ ケーション能力の育成を図ります。	平成23年度から英語活動が全国的に実施されるこ とから、ALTの需要が高まっています。そこで、各 学校に質の高いALTを継続して配置するために、諸 課題についての研修を行い、英語教育の一層の充実を 図ります。	71,064	69,910	69,910	69,527	68,633

第2部 第2次戸田市教育振興計画実施計画
3. 第2章 よりよい教育環境の整備

教育振興計画 施策番号	款	項	目	大事業	中事業	課名	事業名	事業内容	計画内容	計画額(千円)				
										H23	H24	H25	H26	H27
2-1-1-1	10	1	3	3	1	指導課 〔教育センター〕	研究・研修事業(教職員研修の充実)	教職員の資質向上を図るため、研修・研究内容の見直しを図り、これまでの継続的な研修に加え、「生きる力を育む研修」及び「今日的な課題の研修」「教員の指導力向上を図る研修」の充実を図ります。	新しい学習指導要領に基づく教育の遂行及び児童・生徒の学習意欲や規範意識・道徳心の向上、問題行動の深刻化等の教育に係る諸課題に適切に対応するため、教育情報の提供を図るとともに、今日的な課題をテーマとした研修の充実を図り教職員の資質向上を目指します。また、研究年度に応じた補助金を計上し、学校研究を支援します。	2,010	2,010	2,928	2,928	2,975
2-1-1-2	10	1	5	3	1	指導課 〔教育センター〕	研究・研修事業(教育フェスティバル)	研究の成果発表及び講演会をととして教職員の資質の向上を図ります。児童生徒の日ごろの活動の成果を保護者等に発表し、学校と家庭・地域とのふれあいの場とし、信頼される学校づくりを推進します。	プログラムの構成や講演について見直し、内容の充実を図ることで、教職員の資質の向上を目指します。児童生徒の活動の成果を発表することで、学校・家庭・地域が一体となり、信頼される学校づくりを推進します。	255	163	220	220	324
2-1-2-1	-	-	-	-	-	学務課	教職員の配置・服務監督事業	教職員を適材適所に配置し、服務監督することにより、教職員の資質の向上を図ります。	市民の学校教育のニーズに応えられるよう学校基盤を整備します。	0	0	0	0	0
2-2-1-1	10	1	2	3	2	学務課	中学校学校選択制事業(再掲)	通学区域以外の中学でも希望すれば入学を可能とする学校選択制(定員有り)を実施し、生徒の学習意欲を高めるとともに、特色ある学校づくりを推進します。	制度の導入以来、各中学校の受け入れ人数を35人として運用してきたが、近年の戸田市立の中学校生徒数は増加傾向である。今後は教室の空き数等により、生徒の受け入れ数をその年の見込生徒数の状況によって変更することも検討し、対応していく。中学校学校選択制要綱等の整備をすすめる	360	339	330	349	340
2-2-1-2	10	1	3	1	1	指導課	学校教育指導事業(特色ある学校づくり)	各学校が地域の自然、文化、施設等の活用はもとより、外部人材等の有効活用を通して学力や情操のみならず、教育環境充実に向けた特色ある学校づくりを目指します。	教育内容の充実を目指し、地域や学校の実態をふまえて、各学校それぞれ創意工夫した事業を計画・実施します。計画・実施にあたり、指導課では指導助言に努めるとともに、補助金を計上し支援します。	6,320	6,320	6,320	6,710	5,580
2-3-1-1	10	1	3	1	1	指導課	学校教育指導事業(学校応援団推進事業)(再掲)	家庭を含む地域全体で学校教育を支援(読み聞かせ等)する体制づくりを推進することにより、教員の子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び家庭・地域の教育力の活性化を図ります。	下戸田、上戸田、新嘗、笹目・美女木の各地区ごとにおける地区学校応援団実行委員会と各学校の学校応援団が連携し、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒を育成しようとする環境づくりを行います。	1,371	2,194	1,440	1,440	1,440
2-3-1-2	10	1	3	1	1	指導課	学校教育指導事業(学校公開等)(再掲)	地域の教育力を学校教育に活かすため学校・家庭・地域が一体となった教育活動を展開します。そのために、各学校ごとに授業公開や学校行事の公開、彩の国教育週間に合わせた全市民対象学校公開、教育広報とだ等の広報誌やホームページの公開など積極的な情報公開を進めます。	教育広報とだを年4回発行し、本市の教育の取組や各学校の教育活動を紹介します。また、ホームページを随時更新して、常時市民へ情報提供を行います。	0	0	0	0	0
2-3-2-1	10	2	1	4	1	教育総務課	小学校備品購入費	良好な学習環境を整えるため、小学校で使用する一般備品、学習活動で使用する教材備品・理科教材備品、学校図書室の児童用図書、金管バンドの楽器等を購入します。	学校の設立から多くの年数を経ているため、備品の老朽化の著しい学校が多く、今後の予算の増額が厳しいなか、学校での備品管理を徹底し、必要な備品の把握に努めていくこととします。	35,203	36,317	34,305	30,170	37,161
2-3-2-2	10	3	1	4	1	教育総務課	中学校備品購入費	良好な学習環境を整えるため、中学校で使用する一般備品、学習活動で使用する教材備品・理科教材備品、学校図書室の生徒用図書、吹奏楽の楽器等を購入します。	学校の設立から多くの年数を経ているため、備品の老朽化の著しい学校が多く、今後の予算の増額が厳しいなか、学校での備品管理を徹底し、必要な備品の把握に努めていくこととします。	21,354	20,664	21,293	16,993	15,567

教育振興計画 施策番号	款	項	目	大事業	中事業	課名	事業名	事業内容	計画内容	計画額（千円）				
										H23	H24	H25	H26	H27
2-3-2-3	10	1	2	3	1	学務課	児童生徒就学事務事業	学齢児童・生徒の就学並びに転入学等に関する事務及び学齢簿の編成事務を円滑に実施します。	戸田市は住民の異動が多い自治体であるので、把握漏れが起こらないように転出入事務をとりおこない、正確に学齢簿を編成する。	320	342	342	342	344
2-3-2-4	10	1	2	3	1	学務課	教科用図書の無償給与事業	市内小・中学校の全児童・生徒を対象に教科書を無償で給与します。	教科書の無償給与ができない児童・生徒を作らないように、学校や教科書供給所とよく確認を取りながら正確に事務をとり行う。	0	0	0	0	0
2-3-2-5	10	1	2	3	1	学務課	小・中学校通学区審議会事務局事業	教育委員会は、市内小・中学校の通学区について、通学区審議会に諮問し、審議会の答申を踏まえた内容を実施することにより、市民の理解と協力の獲得に努めます。	通学区等について、必要な調査検討をし、適正な事務事業の実施を行います。	578	404	404	395	395
2-3-2-6	10	1	2	3	1	学務課	学校教育統計・調査事業	学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項及び学齢児童生徒が就学義務を円滑に履行するために児童生徒数、学級数の見込みを調査します。	児童・生徒数の見込調査は、教職員の配置にも関わる大事な基礎資料なので、児童・生徒の異動の予定などを学校とよく連携を取りながら正確に把握し、調査をとり行う。	0	0	0	0	0
2-3-2-7	10	2	1	2	1	学務課	交通指導員配置事業	通学路に交通指導員を配置することにより、児童・生徒の登下校時において、様々な災害を未然に防止し、生命を守り安心して安全に通学できるよう指導監督します。	児童の登下校時における交通安全及び交通安全指導の推進をします。	35,158	37,819	38,155	38,864	41,024
2-3-2-8	10	1	3	2	1	指導課	生徒指導支援事業（「子どもの安全を守る日」の推進）	平成14年度から児童・生徒が自らの安全を守る意識や学校、家庭及び地域が一体となって子どもの安全を守る意識の高揚を図るため、6月8日を「子どもの安全を守る日」とし、学校、PTA連合会、地区子ども育成会、警察、市教委の代表からなる推進委員会を設置し、様々な活動に取り組みます。	附属池田小学校の事件を風化させることなく、地域・学校・PTA、警察等関係機関が一体となって、児童生徒が安心して過ごせるよう、市民の皆様に対して子どもの安全を守る意識の高揚を図る啓発活動を行うとともに、児童生徒が自ら安全を守ろうとする意識を高めるよう、各学校における安全教育的の充実を図ります。	104	104	104	0	0
2-3-3-1	3	2	4	1	3	保育幼稚園課	市立保育園改修工事事業	児童が安全、快適に過ごすことができ、保護者にとっても安心して預けられる保育園運営を行うために、老朽化した施設・設備の改修を行います。	公立保育園が安全・安心、良好に維持できるよう、施設改修工事を計画的に実施する。主な今後の予定工事は、給食調理室のドライ方式化改修、床張替、トイレ改修、内装改修等。	43,180	36,666	28,539	35,000	20,780
2-3-3-2	10	2	2	1	1	教育総務課	小学校施設整備事業（再掲）	小学校の校舎、屋内運動場、プール、グラウンド等の学校施設を長期間有効に使用できるよう必要に応じた整備・改修、老朽化等による改築及び児童増による増築工事等を計画的に行います。（トイレ改修、校庭及び校門整備、通級指導教室の整備、外壁・プール塗装、屋上防水、内装改修、建具改修、エレベーター設置、エアコン設置等）	老朽化による改築及び、内外装、電気・給排水・消防・放送設備等の改修に努めていくこととします。	528,170	1,039,638	431,969	714,438	733,634
2-3-3-3	10	3	2	1	1	教育総務課	中学校施設整備事業（再掲）	中学校の校舎、屋内運動場、プール、グラウンド等の学校施設を長期間有効に使用できるよう必要に応じた整備・改修、老朽化等による改築及び児童増による増築工事等を計画的に行います。（トイレ改修、校庭及び校門整備、特別支援教室の整備、外壁・プール塗装、屋上防水、内装改修、建具改修、エレベーター設置、エアコン設置等）	老朽化による改築及び、内外装、電気・給排水・消防・放送設備等の改修に努めていくこととします。	61,412	332,741	314,731	350,127	363,316
2-3-3-4	10	2	1	3	1	教育総務課	小学校施設管理費	小学校で使用する消耗品等の購入、電気料等光熱水費の管理支払、施設・設備の修繕、事務機器等賃借、施設・設備の各種維持管理業務委託などを行い、学習環境の維持向上を図ります。また、学力向上や情報管理の徹底を進めるために学校ICT教育環境を整備します。	施設設備の経年劣化が進んでおり、良好な教育環境を維持するためのメンテナンス業務の必要性と、学校ICT環境整備に係る経費の増加の対応に努めていくこととします。	463,763	440,505	454,626	452,768	451,506

教育振興計画 施策番号	款	項	目	大 事 業	中 事 業	課名	事業名	事業内容	計画内容	計画額（千円）				
										H23	H24	H25	H26	H27
2-3-3-5	10	3	1	3	1	教育総務課	中学校施設管理費	中学校で使用する消耗品等の購入、電気料等光熱水費の管理支払、施設・設備の修繕、事務機器等賃借、施設・設備の各種維持管理業務委託などを行い、学習環境の維持向上を図ります。また、学力向上や情報管理の徹底を進めるために学校ICT教育環境を整備します。	施設設備の経年劣化が進んでおり、良好な教育環境を維持するためのメンテナンス業務の必要性と、学校ICT環境整備に係る経費の増加の対応に努めていくこととします。	216,559	198,753	215,402	205,115	205,033
2-3-3-6	10	2	1	2	1	学務課	小学校管理運営費	小学校児童の健康管理のために学校医・学校歯科医・学校薬剤師の配置及び授業の円滑な運営を図るための臨時職員の配置等を行います。	小学校に学校医・学校歯科医・学校薬剤師を配置し、健康管理を実施します。また、臨時職員等を市費で配置することにより、より早く欠員を解消します。	86,110	85,786	84,774	87,192	91,170
2-3-3-7	10	3	1	2	1	学務課	中学校管理運営費	中学校生徒の健康管理のために学校医・学校歯科医・学校薬剤師の配置及び授業の円滑な運営を図るための臨時職員の配置等を行います。	中学校に学校医・学校歯科医・学校薬剤師を配置し、健康管理を実施します。また、臨時職員等を市費で配置することにより、より早く欠員を解消します。	18,221	17,192	19,245	19,584	19,486
2-3-3-8	10	2	3	1	1	学校給食課	学校給食施設整備事業（再掲）	市内小学校の給食施設をドライ方式により整備することで、より安全でバランスの取れた給食を提供するとともに、今後、食物アレルギー（除去食）への対応など、児童の心身の健全な発育に資する施設整備を行います。	市内小学校給食をセンター方式から自校方式へと切り替えるための工事を毎年、1校ずつ平成23年度まで進めた。今後、残る3校の整備については、校舎や他の施設の改築時期にあわせて給食調理場整備を検討することとする。	429,616	—	—	—	—
2-3-4-1	10	4	1	2	1	生涯学習課	社会教育委員費	社会教育法に基づき、市の社会教育事業推進に関する意見・助言を受け社会教育（生涯学習）事業の振興を図ります。	教育委員会が委嘱した12名の各分野を代表する委員に生涯学習事業に関する意見を伺い事業の充実に反映させる。	518	514	514	484	484
2-3-4-2	10	4	1	3	1	生涯学習課	社会教育指導員費	市の社会教育（生涯学習）事業の充実を図るため、生涯学習課において講座を企画・立案・運営します。	社会教育の専門家としてその知識・技術を生かし、市民大学や各種講座の企画・運営を実施する。	1,455	1,416	1,406	1,414	1,433
2-3-5-1	10	7	1	1	1	教育総務課	入学準備金貸付事業	経済的理由により入学準備金の調達が困難な保護者に対して貸付を行い、市民の教育を受ける機会を確保します。	経済情勢の悪化により入学準備金の調達が困難な家庭が増え、制度の必要性はより高まっていることから、十分な予算を確保するとともに、規則中で免除・猶予事由を明確化（平成23年度中制度改正済み）するなど、より利用しやすい制度となるよう努めている ます 。また、返済においては確実な回収に努めるとともに、滞納者に対して法的措置を とる検討します 。	18,100	23,272	21,196	23,450	23,445
2-3-5-2	10	7	2	1	1	教育総務課	奨学資金貸付事業	経済的理由により就学困難な者に対して奨学資金を貸付けし、市民の教育を受ける機会を確保し、有用な人材を育成します。	雇用情勢が回復しないため、就職できなかった新卒者や失業者、経済困難な者に対する返済猶予規定を設けました（平成23年度中制度改正済み）。また、必要に応じて悪質な滞納者に対し民事訴訟法による法的措置をとります。平成22年4月からの公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金制度が今後も継続され、安定化する見通しが立った際には、高校生対象の奨学金について制度の見直しを行う予定ですが、 高等学校等就学支援金制度授業料無償化 については平成26年4月から所得制限が導入されたことから、引き続き動向を注視していきます。	43,456	43,184	43,604	40,689	38,361
2-3-5-3	10	1	2	5	1	学務課	就学援助事業	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、林間学校費、医療費等就学に必要な経費の一部を援助し、支援を図ります。	就学困難な児童生徒の急増傾向により、その保護者に対し、経済的負担を軽減し、公平な教育環境を提供します。新システムの導入により、添付書類の省略等、申請事務を軽減しました（平成25年度中実施済み）。今後も住民記録・課税情報との連携により、適切な認定事務を執行するよう努めます。	132,871	137,256	142,008	124,744	132,559

教育振興計画 施策番号	款	項	目	大 事 業	中 事 業	課名	事業名	事業内容	計画内容	計画額（千円）				
										H23	H24	H25	H26	H27
2-3-5-4	特4 1	1	1	1	1	学務課	学童等災害共済事業	児童・生徒社会教育活動にかかわる事故災害に対し て、医療費等を給付します。	請求に基づき、審査の上、医療費・医療見舞金等の給 付を行います。給付金等の状況を踏まえ、事業の見直 しの検討を図る。平成26年度末をもって制度廃止。 平成26年度末までに発生した給付の対象となるもの については、2年間の経過措置をとり、一般会計におい て対応する。	1,117	1,165	1,158	1,166	592

第2部 第2次戸田市教育振興計画実施計画
4. 第3章 地域社会と連携した教育

教育振興計画 施策番号	款	項	目	大事業	中事業	課名	事業名	事業内容	計画内容	計画額(千円)				
										H23	H24	H25	H26	H27
3-1-1-1	10	4	2	3~6	1	生涯学習課 〔公民館〕	公民館事業(子育て支援講座)	子育ての不安解消、子どもの健全育成に寄与するため、保育園・幼稚園入園前の親子を対象にした子育て支援講座の充実を図ります。	社会教育指導員を中心とし、時代の要請に応じた子育て支援講座を開設していきます。	9,612	8,655	7,431	7,431	7,529
3-1-1-2	4	1	6	1	6	福祉保健センター	食育・栄養事業	妊婦や乳幼児の食生活について心配事・相談事に対応します。	※平成25年度より子育て支援事業へ統合	431	476	-	-	-
3-1-1-3	4	1	6	1	4	福祉保健センター	乳幼児健診事業	生後4か月、1歳、1歳8か月、3歳6か月、5歳児を対象に健診を実施します。心身の健康の確認と問題への対応や心配事等に対応します。	各乳幼児健診を行います。また、必要に応じて個別に相談を行います。健康的な生活習慣が行えるよう支援します。	21,313	21,851	16,309	14,596	1,128
3-1-1-4	4	1	6	1	5	福祉保健センター	子育て支援事業(再掲)	児童虐待予防対策を強化するとともに、市民の不安を解消するため相談体制を充実します。	生後4か月までに「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施します。また、発達支援事業などで相談を行います。乳幼児の保護者を対象にした、365日24時間の子育て電話相談を実施し、子育ての不安解消を図ります。	13,014	16,195	18,065	17,618	12,039
3-1-1-5	4	1	6	1	6	福祉保健センター	親子歯科保健事業	妊婦から乳幼児の口腔衛生の充実を図ります。	妊娠期からの歯科保健教育や幼児期の歯科健診を実施します。また、小・中学校との連携をとり、むし歯や歯周病の予防を図ります。	3,830	3,606	8,355	8,527	5,096
3-1-2-1	3	2	2	11	2	こども家庭課	地域子育て支援拠点事業(戸田公園駅前子育て広場・親子ふれあい広場)	戸田公園駅前行政センターおよび学童保育室などにおいて、乳幼児とその保護者が相互の交流を図る場およびアドバイザー等による育児相談も受けられる場を設けることにより、子育ての負担の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備します。また、子育てサロンを実施し、保護者の精神的なゆとりの醸成を図ります。	既存の広場に加え、利用状況と地域の配置バランスを考慮し、平成25年度から福祉センター2か所にて出張広場「ぶくぶく」を開始。地域のボランティアとの市民協働による運営をすすめている。平成27年度から地域ボランティアも含めたNPO法人による運営とし、より利用者ニーズに即した事業を実施することにより、子育て負担の軽減及び子育て不安の解消を図ります。	16,847	17,000	17,459	17,691	18,288
3-1-2-2	3	2	1	2	1	こども家庭課	児童福祉事務費(子育て情報誌発行)	子育てに関する情報の提供の充実を図るため、子育て情報誌を発行します。	子育て情報誌の内容を確認し、子育て情報誌(改訂版)を毎年発行します。	740	735	601	594	594
3-1-2-3	10	4	1	5	1	生涯学習課	生涯学習事業	市民の特技を活用する人材バンク制度の「人材の森」、市職員が講師となる「出前講座」を実施し、各分野の住民団体・グループによる多様な学習機会を提供します。	人材の森を市民に周知するため、登録者を講師とする人材の森公開講座を実施します。出前講座については、年度ごとに更新し、より受講希望を喚起する内容としていきます。	90	90	90	90	90
3-1-2-4	10	4	6	2	1	図書館・郷土博物館	図書館管理運営費(ブックスタート事業)	新生児の4か月健診時に来られた親子を対象に、子どもに積極的に声掛け、話し掛けを行うきっかけづくりのために絵本をプレゼントします。	引き続き新生児の4か月健診時に来る親子を対象に、親子のコミュニケーションのきっかけづくりと親子、家族ともに成長していくための楽しい時間をもってもらうために、読み聞かせの実演と絵本の提供をします。	1,293	1,562	779	762	762
3-1-2-5	10	4	6	2	3	図書館・郷土博物館	集会・文化活動事業(絵本のおはなし会等事業)	幼児のいる家庭の親子を対象に絵本とわらべうたを、低学年の児童を対象に絵本の読み聞かせなどを実施します。子どもたちが早い時期から本に親しみ、楽しんでもらうことを目的としつつ、子どもとの接し方が分からないという保護者の方への支援講座としての機能を果たします。	2~3歳児を対象にわらべうたや幼児から小学生を対象に絵本の読み聞かせなどを実施していきます。読書というよりも本を楽しんでもらう、おはなしを楽しんでもらうことに重点をおき、それをきっかけに保護者の方からの本についての相談等、子どもの成長を考慮しながら対応をします。	510	510	480	520	540

教育振興計画 施策番号	款	項	目	大 事 業	中 事 業	課名	事業名	事業内容	計画内容	計画額（千円）				
										H23	H24	H25	H26	H27
3-1-2-6	10	4	1	5	2	生涯学習課	市民大学事業	各課・各所で市民大学認定講座を実施します。また、市民大学修了者に対し、修了後の支援を行います。	市民大学認定講座の充実と受講者増、修了者の支援を行います。また、平成27年度には40講座の開設を目指します。	2,224	1,724	2,224	1,579	1,868
3-1-2-7	10	4	1	5	3	生涯学習課	サテライト大学事業	インターネットを活用したサテライト型講座を実施し、市民の学習ニーズの高度化、専門化への対応を図ります。	平成23年度に大学への意向調査を実施し、サテライト大学の試行を行ってきました。平成25年度から、遠隔講座、対面講座の形で、大学と連携し、さらにアカデミックな講座を実施します。平成27年度から市民大学事業に統合し、より充実した事業を展開していきます。	750	750	750	750	-
3-1-3-1	10	1	3	3	1	指導課	教職員研修事業	埼玉県主催の男女平等教育研修会へ、毎年、市内小中学校の教員が参加し、研修内容の復命を通して、各学校の教職員への意識高揚を図ります。また、PTA主催の家庭教育学級でも取り上げ、保護者への意識啓発にも努めます。	教職員の県主催の男女平等教育研修会への参加を推進し、男女参画教育への意識の高揚を図ります。男女平等参画教育への保護者の意識を高めるために啓発に努めます。	0	0	0	0	0
3-1-3-2	2	1	20	2	1	協働推進課	男女共同参画推進事業	0歳児を持つ親子を対象に「Baby&ママ・パパのためのぼっぼさん」を開催し、市民ボランティアの子育てアドバイザーや同年代の親子が、育児についての悩みや不安などを、遊びや話し合いを通して語り合い、育児に対する不安の解消や親子同士の交流を図ります。	平成27年度からは、男女共同参画センターの閉館に伴い、上戸田地域交流センターにて講座等の事業を実施予定であることから、指定管理者と協議を進めていく。今後も共同参画フォーラムの開催や情報紙の発行など、市民に向け、男女共同参画を推進していくことで、家庭での男女平等教育を促していく。	30	45	39	39	-
3-2-1-1	3	2	4	1	1	保育幼稚園課	保育園管理運営費	戸田市立保育園（7園）が、日中保育が必要な家庭の児童（0歳児から5歳児）を保育し、児童を心身ともに健やかに育成するとともに、施設の健全な運営と職員の処遇改善・資質の向上に努め、よりよい保育の充実を図ります。	市立保育園(下戸田、新曽、上戸田、喜沢南、笹目東、上戸田南、新曽南、笹目川、定員752名)の通常保育・特例保育・延長保育実施に係る管理運営をするとともに、保育状況に応じた人員配置による職員の処遇改善と各種研修等を通じた資質向上を図る。	209,397	213,432	494,444	494,444	458,027
3-2-1-2	10	1	6	1	1	保育幼稚園課	私立幼稚園事業	私立幼稚園等に通う幼児の保護者に対する補助・助成事業と、私立幼稚園（市内10園）に対する補助・助成事業を行います。	幼稚園就園奨励費及び私立幼稚園保育料等補助金の保護者対象の補助金交付事業と私立幼稚園振興補助金の私立幼稚園と教職員対象の補助金交付事業を実施する。	242,122	248,662	267,980	267,980	349,175
3-2-1-3	3	2	2	4	1	保育幼稚園課	子育て支援センター事業	地域で子育てを支えていけるよう、自主的な子育てグループ活動や子育てボランティア活動を支援します。また、児童の豊かな感性を育てながら、地域ぐるみで児童の健全育成を進めるため、高齢者をはじめ、地域住民と児童との交流機会の充実を図ります。（子育て支援センター事業実施園2園に加え、全保育園で地域交流会等を実施）	喜沢南保育園及び笹目川保育園において、地域の子育て支援情報の収集、提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として「子育て支援センター」を併設し、子育て支援活動を行う団体、サークルと連携しながら、センター内のみならず地域に向いた支援活動を展開する。両施設ともに専任の保育士2名を配置し、運営する。	7,597	7,907	7,427	7,427	7,690
3-2-1-4	3	1	3	2	1	障害福祉課	障害者施設事業（あすなろ学園運営費の助成）（再掲）	障がい児への療育支援を行っている児童発達支援センター「あすなろ学園」の運営費の助成を行います。	障がい児の療育支援のため、児童発達支援センターである「あすなろ学園」の運営費の助成を引き続き行う。	40,129	45,048	58,898	43,298	49,087
3-2-1-5	3	1	3	2	1	障害福祉課	障害者施設事業（障がい児施設等利用者に対する利用者負担額等の補助）（再掲）	障がい児への療育支援を行っている施設に通所するための費用を軽減するために、利用者負担等の一部について補助を行います。	障がい児の療育支援のため、施設に通所するための費用のうち、利用者負担の一部の補助を引き続き行う。	2,402	3,248	3,249	2,547	2,480

教育振興計画 施策番号	款	項	目	大 事 業	中 事 業	課名	事業名	事業内容	計画内容	計画額（千円）				
										H23	H24	H25	H26	H27
3-2-2-1	3	2	6	1	1	児童青少年課	学童保育室事業	就労等により昼間保護者が家庭にいない児童の家庭に代わる生活の場を確保し、その児童の健全な育成を図ります。	学童保育室の利用者が増加するなか、かねてから市民ニーズが高かった受入学年の拡大について、平成26年度から小学校4年生まで実施し、平成27年度からは小学校6年生までに拡大して実施する。また、公立学童保育室の補完として、民間学童保育室の開設を拡大する。 土地区画整理事業による新曽北小学校第1学童保育室の代替施設として、民設民営により学童保育室、保育園を含む複合的な子育て支援施設の整備を推進する。	212,000	242,932	267,999	854,379	393,174
3-2-2-2	3	1	3	3	1	障害福祉課	障害者居宅生活支援事業（障害児放課後児童クラブ運営費の助成）	特別支援学校及び市内特別支援学級に在籍する児童生徒の放課後の健全育成及び家庭の負担軽減を図るため、障害児放課後児童クラブの運営に対して助成を行います。	障がい児の放課後の健全育成及び支援者の負担軽減を図るため、障害児放課後児童クラブの運営に対して、引き続き助成を行う。	26,408	22,908	10,848	18,684	18,684
3-2-2-3	10	4	3	1	2	児童青少年課	放課後子ども教室事業	小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施します。	平成25年度までに全12小学校で実施した。 平成27年度は、居場所機能を求める市民ニーズが高く、児童の放課後の居場所が不足している地域での開催回数の拡大及び長期休業中の開催を試行的に行っていく。 また、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、学童保育室との連携を深め、一体型運営の推進を図る。	12,422	13,647	14,277	15,792	14,328
3-2-2-4	10	5	3	1	1	文化スポーツ課	学校施設開放事業	スポーツの普及及び競技団体等の育成のため、身近にスポーツを楽しめる市内小中学校の施設開放の促進を図ります。	市内全小中学校を利用する団体間の調整をうまく図りながら、学校施設開放を促進し、スポーツ振興を進めていきます。	7,179	5,071	6,384	5,985	6,385
3-2-2-5	10	4	3	1	1	児童青少年課	青少年教育事業	青少年に対し、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の奨励を図ります。また、放課後や休日における青少年（特に中学生）の健全な居場所として青少年の広場を開設しています。	ボランティア活動・社会奉仕体験活動・自然体験活動その他の体験活動が気軽に参加できる内容の事業を企画・立案する。また、各事業には若い世代のボランティアを募集し運営協力をさせる。また、各種講座等の催し物を開催する。	4,782	9,712	5,801	5,747	5,812
3-2-3-1	10	4	3	1	1	児童青少年課	青少年教育事業（再掲）	青少年に対し、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の奨励を図ります。また、放課後や休日における青少年（特に中学生）の健全な居場所として青少年の広場を開設しています。	ボランティア活動・社会奉仕体験活動・自然体験活動その他の体験活動が気軽に参加できる内容の事業を企画・立案する。また、各事業には若い世代のボランティアを募集し運営協力をさせる。また、各種講座等の催し物を開催する。	4,782	9,712	5,801	5,747	5,812
3-2-3-2	10	4	3	1	1	児童青少年課	青少年教育事業（青少年育成イベント開催事業）	青少年まつりの企画立案、実施を通じて次代を担う青少年の健全育成を図ります。	ふるさと祭りと同開催であった青少年まつりについて、平成27年度は第一小学校へ場所を変更し、開催時期についても10月に実施する。	162	162	162	162	162
3-2-3-3	10	4	5	1	1	生涯学習課	少年自然の家の管理運営事業	少年自然の家の管理・運営の充実を図ります。	平成23年度～27年度の5年間を指定管理による運営を行うとともに、平成23年度は耐震工事等を実施しました。	132,480	46,706	46,302	46,685	46,484
3-2-3-4	10	4	2	3~6	1	生涯学習課 〔公民館〕	公民館事業（子ども向け講座）	様々な子ども向け体験講座を実施します。	4館の公民館が地域や施設の特色を生かした多様な体験講座を実施します。（H27年秋に上戸田公民館廃止）	9,612	8,655	7,431	7,431	7,529
3-2-3-5	10	4	3	1	1	児童青少年課	青少年教育事業（通学合宿の実施）	小学校4～6年生を対象に、公共施設に共同で宿泊しながら学校に通います。共同生活の中で、家事への参加や団体生活のマナーなどを学ぶことを通じて、自立に役立ちます。また、小学校単位での自主的な実施を促進します。	学校応援団やPTA・地域ボランティアからなる実行委員会を組織し行う。実行委員会を組織する小学校が増えるよう、PTA役員等に対して通学合宿の見学会を開催して積極的に働きかけ、周知を図る。	720	1,008	1,050	1,050	750

教育振興計画 施策番号	款	項	目	大 事 業	中 事 業	課名	事業名	事業内容	計画内容	計画額（千円）				
										H23	H24	H25	H26	H27
3-2-3-6	10	3	1	5	1	指導課	中学校教育振興事業 (中学生社会体験チャ レンジ事業)	地域の中での様々な職業体験活動を通して、多くの 人々とふれあい、学校では得られない経験を積むこと で、豊かな感性や社会性、自律心を養い、たくましく 豊かに生きる力を育みます。また、望ましい職業観を 育てるとともに、進路指導・キャリア教育の充実を図 ります。	6月から翌年2月までの期間に各学校が決めた日程 で、進路指導・キャリア教育の一環として、地域の事 業所や公共機関で市内中学生が職場体験をし、望まし い職業観・勤労観を育む良い機会とする。	990	990	990	960	960
3-2-4-1	3	2	2	9	1	こども家庭課	こども家庭相談セン ター事業（児童虐待の 防止）	こども家庭課内に、こども家庭相談センターを設置し て、18歳未満の子どもを持つ家庭の育児や悩みの相談 業務と児童虐待通告の対応業務等を行います。 また、要保護児童対策地域協議会により、児童が関係 する各機関と連携し、虐待をはじめとした要保護児童 の早期発見と早期対応を図ります。	乳児家庭全戸訪問事業を受けて、育児不安や虐待のお それがあり、支援が必要である家庭に対し、保健師・ 家庭児童相談員・ヘルパーが訪問する養育支援訪問事 業を継続。また、児童虐待防止事業として、親支援プ ログラムであるモメンツスペースランディングを取り 入れ、子育て支援講座として実施している。	20,655	25,450	25,716	26,328	25,937
3-2-4-2	3	2	2	11	2	こども家庭課	地域子育て支援拠点事 業（戸田公園駅前子育 て広場・親子ふれあい 広場）（再掲）	戸田公園駅前行政センターおよび学童保育室などに おいて、乳幼児とその保護者が相互の交流を図る場お よびアドバイザー等による育児相談も受けられる場を設 けることにより、子育ての負担の緩和を図り、安心し て子育てができる環境を整備します。また、子育てサ ロンを実施し、保護者の精神的なゆとりの醸成を図り ます。	既存の広場に加え、利用状況と地域の配置バランスを 考慮し、平成25年度から福祉センター2か所にて出 張広場「ぶくぶく」を開始。地域のボランティアとの 市民協働による運営をすすめている。 平成27年度から地域ボランティアも含めたNPO法人 による運営とし、より利用者ニーズに即した事業を実 施することにより、子育て負担の軽減及び子育て不安 の解消を図ります。	16,847	17,000	17,459	17,691	18,288
3-2-4-3	3	1	1	2	2	福祉総務課	民生（児童）委員事業	地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、 必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める民生委員 は、「児童委員」を兼ねており、地域の子どもたちが元 気に暮らせるように、子どもたちを見守り（学校の登 下校を見守る等）、子どもたちの不安や心配事などの 相談・支援を行います。また、「主任児童委員」は、 児童に関することを専門的に担当します。	民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱 を受けた非常勤の地方公務員です。現在に引き続き、 登下校の見守りを行っていきます。また、主任児童委 員を中心に、学校と連携し、防犯などの課題に取り組 みます。	16,086	16,086	16,086	15,959	15,861
3-2-4-4	3	1	1	2	2	福祉総務課	保護司会事業	犯罪や非行防止を未然に防ぐために、世論の啓発に努 めます。また、地域の関係者、学校、警察署などと連 携を図り、地域ぐるみで犯罪防止活動を行います。学 校、教育委員会との連携を強化するため、学校訪問を 行うなど、非行や薬物問題等をテーマにした中学生等 に対する授業、座談会等を実施します。	保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受 けた非常勤の国家公務員です。犯罪や非行を未然に防 ぐための防犯活動や再犯防止と社会復帰支援のため に、保護観察官や多数の民間団体と協働して、さらに 地域住民の理解、協力を得ながら「社会参加活動」等 の啓発や宣伝活動を行っていきます。	1,567	1,576	1,596	1,616	1,628
3-2-4-5	10	1	1	1	1	教育総務課	教育委員会費	教育行政経営、教育行政運営等教育委員会の重要課題 を審議・検討し効率的な教育行政を目指します。	引き続き効率的な教育行政を目指していきます。	3,491	3,536	3,563	3,603	3,666
3-2-4-6	10	1	2	2	1	教育総務課	教育委員会事務局費	埼玉県内外の教育長協議会等を通じて、様々な教育行 政の情報を収集しつつ、戸田市の教育行政運営を進め ます。また、外国人学校児童生徒の保護者に対する助 成事業を実施します。	平成23年度からスタートした第2次教育振興計画につ いて、事業の進捗状況を毎年度点検・評価・改善して いくとともに、平成26・27年度には第3次教育振興計 画を策定します。	4,447	4,214	4,027	7,530	7,088
3-2-4-7	10	4	3	1	1	児童青少年課	青少年教育事業（再 掲）	青少年に対し、ボランティア活動など社会奉仕体験活 動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する 事業の奨励を図ります。また、放課後や休日における 青少年（特に中高生）の健全な居場所として青少年の 広場を開設しています。	ボランティア活動・社会奉仕体験活動・自然体験活動 その他の体験活動が気軽に参加できる内容の事業を企 画・立案する。また、各事業には若い世代のボラン ティアを募集し運営協力をさせる。また、各種講座等 の催し物を開催する。	4,782	4,391	5,801	5,747	5,812
3-2-4-8	10	4	3	1	3	児童青少年課	青少年健全育成事業	青少年の健全育成と非行防止のための活動を図り、青 少年が社会的に自立した個人として成長できるよう支援 します。各種青少年育成団体の協力のもと、健全育成 等の啓発活動を行うとともに、地域の巡回活動を実施 し、青少年の非行防止を図ります。	青少年育成市民会議、青少年育成地域の会、青少年補 導員協議会、青少年育成推進員協議会と連携を図り青 少年健全育成キャンペーンや各地域の巡回パトロール を実施する。	3,019	3,019	3,235	3,028	3,332

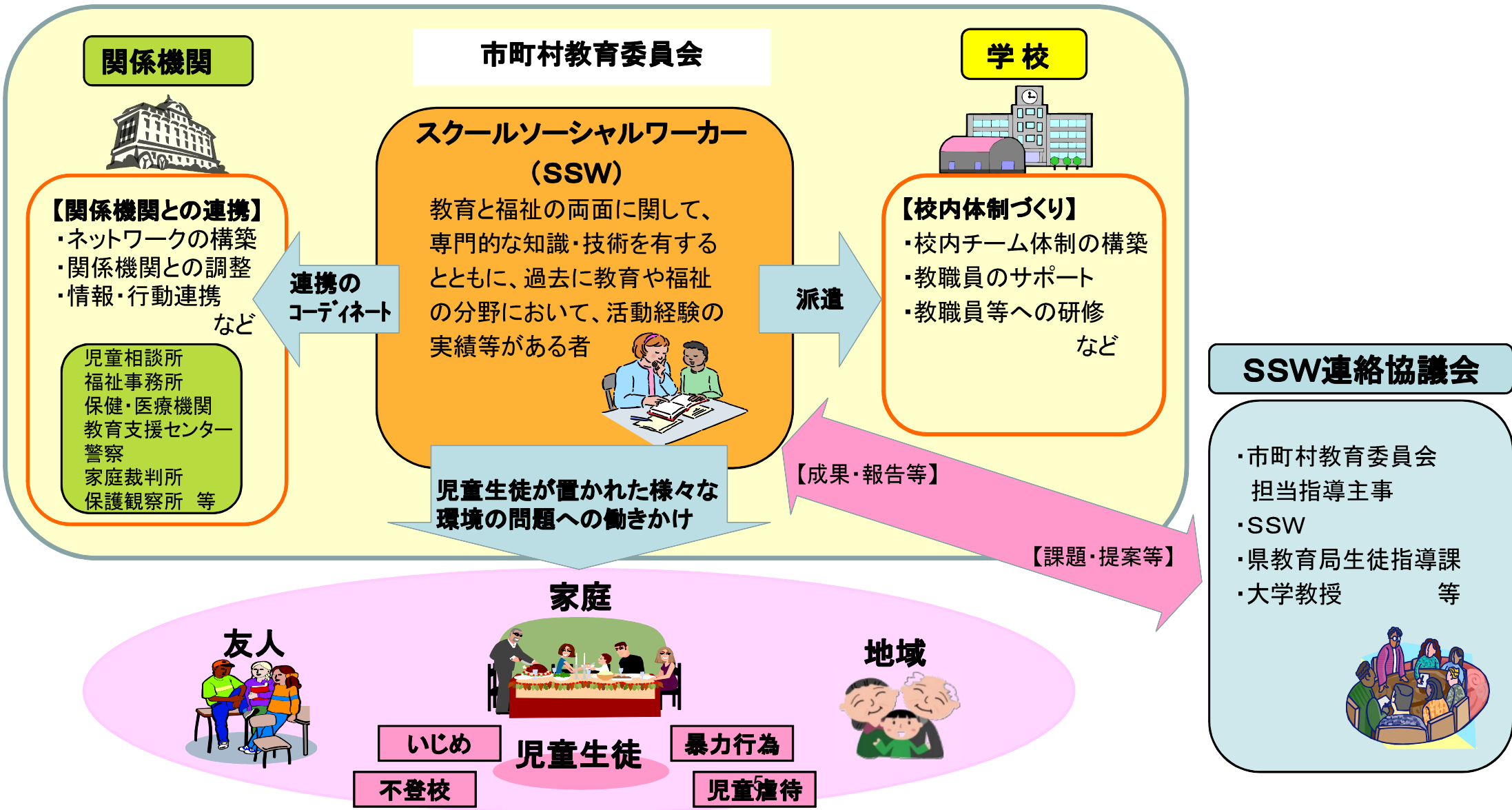
教育振興計画 施策番号	款	項	目	大 事 業	中 事 業	課名	事業名	事業内容	計画内容	計画額（千円）				
										H23	H24	H25	H26	H27
3-2-4-9	10	4	3	1	3	児童青少年課	青少年健全育成事業 （「こども110番の家」の充実）	子どもが登下校の途中や屋外で遊んでいて、不審者に声を掛けられるなど怖い目にあった場合、緊急に駆け込める「こども110番の家」を増やします。協力者に対し、子どもの安全確保に関する啓発を実施します。	子どもが110番の家に駆け込んだ場合の対応マニュアルを配布するなどして、学校及び地域が連携して子どもを守る取組みを支援する。	48	48	253	12	12
3-2-4-10	10	4	3	1	3	児童青少年課	成人式事業	新成人が社会人としての自覚を持って活躍していくことを期待し、成人としての門出を祝い励ますことを目的に開催します。	毎年9月頃から新成人による実行委員会を立ち上げ、はたちの集いの企画・立案を行い、成人式及びはたちの集いを開催する。	3,121	3,121	3,353	3,437	3,545
3-2-4-11	10	4	5	1	1	生涯学習課	少年自然の家の管理運営事業（再掲）	少年自然の家の管理・運営の充実を図ります。	平成23年度～27年度の5年間を指定管理による運営を行うとともに、平成23年度は耐震工事等を実施しました。	132,480	46,706	46,302	46,685	46,484
3-2-4-12	10	5	4	1	1	文化スポーツ課	市民体育祭地区大会事業（市民体育祭事業）	市民参加のスポーツイベントを地域住民が主体となり開催することにより、地域のコミュニケーションを深めます。	市民のスポーツの祭典として、町会連合会・体育指導委員連絡協議会が中心となり、より親しみやすく、家族みんなが参加できる楽しいスポーツイベントを目指していきます。 ※H24年度より地区大会はスポーツイベント事業へ、競技大会はスポーツ団体育成事業へ統合	8,168	—	—	—	—
3-2-4-13	10	5	1	2	6	文化スポーツ課	スポーツイベント開催事業	魅力あるスポーツ・レクリエーションイベント（戸田マラソン大会・ウォーキング大会等）を開催し、市民がスポーツ・レクリエーションに接する機会を拡大を図ります。	戸田マラソン大会については、参加者が年々増えているため、ランナーが安全に走路を走れるよう、市民ボランティアの方々とともに常に安全対策の確保に努めます。 ※H24年度より市民体育祭地区大会事業を統合	9,241	14,004	14,956	14,914	14,466
3-2-4-14	10	5	1	2	5	文化スポーツ課	スポーツ普及事業	各種スポーツ教室を開催し、競技の普及・推進を通して青少年の健全育成を図ります。さらに、総合型地域スポーツクラブの支援を行い、地域に根ざしたスポーツ活動を推進します。	スポーツ推進委員及び各競技団体指導者が中心となり、市民のニーズに応じた企画・立案を行い、各種スポーツ教室を開催し、生涯スポーツの底辺拡大を図ります。 ※H24年度よりスポーツ指導者育成事業を統合	2,648	6,845	11,204	7,026	8,041
3-2-4-15	10	5	1	2	8	文化スポーツ課	スポーツ指導者育成事業	市民の生涯スポーツの普及と推進を図るため体育指導委員を委嘱するとともに、地域スポーツを促進させるため、各地域にスポーツ推進員を配置します。	体育指導委員を中心にスポーツ推進員と協力し、地域に根ざした生涯スポーツの普及と推進を図ります。 ※平成24年度よりスポーツ普及事業へ統合	3,950	—	—	—	—
3-2-4-16	10	4	1	5	1	生涯学習課	生涯学習事業（親の学習）	就学児健康診断（小学校）・入学説明会（中学校）実施時に、保護者向け体験学習を実施します。	埼玉県家庭教育アドバイザーのリードの元、保護者に小中学校入学前に子育てへの理解を深める体験学習を実施します。	270	290	290	270	270
3-2-4-17	10	4	1	5	1	生涯学習課	生涯学習事業（すこやか子育て講座）	就学児健康診断（小学校）、入学説明会（中学校）実施時に、保護者向け子育て講座を実施します。	教育に関する専門家を講師として、小中学校入学前の子育てへの理解を深める講座を実施します。	270	290	290	270	270
3-2-4-18	10	4	1	5	1	生涯学習課	生涯学習事業（子育て講演会）	市内小中学校のPTAを対象に、子育て講演会を実施します。	PTA対象の家庭教育学級の講座の一環として教育に関する専門家を講師として講演会を実施します。	100	200	200	200	200
3-2-4-19	10	4	1	5	1	生涯学習課	人権教育事業（人権講演会）	市内小中学校のPTA等を対象に、人権に関するさまざまなテーマについての講演会を実施します。	PTA対象の家庭教育学級の講座の一環として子どもの人権に関する専門家を講師として講演会を実施します。	100	410	160	350	160
3-3-1-1	3	2	8	1	97	児童青少年課	こどもの国児童館運営事業	各種教室等及び展示ホールを使用しての催し物を開催します。	各種講座等の催し物を開催する。（再整備のため平成24年度取り壊し。25年度～26年度再整備工事）	7,181	5,343	—	—	—
3-3-1-2	3	2	5	2	1	児童青少年課	こどもの国管理運営事業	自由で健全な遊び場等を提供するために、児童館・公園などの各施設の維持管理を行い、安全性を確保します。	児童館・公園など、施設全体の維持管理を実施し、安全性を確保する。（再整備のため24年度取り壊し。25年度～26年度再整備工事） 平成27年度より指定管理者による運営を開始する。	17,721	14,941	—	—	118,183

教育振興計画 施策番号	款	項	目	大事業	中事業	課名	事業名	事業内容	計画内容	計画額（千円）				
										H23	H24	H25	H26	H27
3-3-1-3	3	2	5	1	1	児童青少年課	プリムローズ管理運営事業	子どもたちの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、子どもたちが安心して自由に遊べる場を提供します。子どもたちが夢を描くことができる活動拠点として、乳幼児から中高生までの多様なニーズにこたえ、創意工夫ある各種イベントなどを行い、地域に根差した運営を推進します。	小学生に対しては、運動遊び、創作活動、体力増進指導など、様々な遊びを通して集団指導及び個別指導を行っていく。 中学生に対しては、居場所を提供し、児童センターで様々な活動ができる拠点としてもらえるよう事業展開を図る。	69,050	72,356	145,536	80,074	79,151
3-3-1-4	10	4	2	3~6	1	生涯学習課	公民館事業	社会教育法に基づき、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業等、公民館講座の充実を図ります。	4館に配置している社会教育指導員と職員が連携し、施設や地域の特色を生かした事業を実施します。(H27年8月末で上戸田公民館閉館のため3館体制に移行)	9,612	8,655	9,612	9,612	8,044
3-3-1-5	10	4	2	2	1	生涯学習課	公民館運営審議会費	社会教育法、戸田市民館条例に基づき、公民館講座が企画・運営されているか審議・提言を行います。	教育委員会より委嘱している各分野の代表者12名で構成し、公民館講座の運営等について意見を伺って事業の充実に反映させます。	340	340	340	340	285
3-3-2-1	10	4	7	2	1	図書館・郷土博物館	郷土博物館運営費	展示、教育普及、博学連携等の各種事業のほか、施設や設備等の維持管理、収蔵資料の維持管理など、館を運営するうえで必要な事務を行います。	展示・教育普及・博学連携等の各種事業の企画から報告に至るまで、施設や設備等の日常的な維持管理、収蔵資料や収蔵資料の維持管理など、館を運営するうえで必要な庶務業務を行います。また、非常勤嘱託員やパートタイマーに係る事務を行います。	10,682	12,457	12,146	12,056	12,145
3-3-2-2	10	4	7	2	2	図書館・郷土博物館	郷土博物館資料収集・保存事業	博物館の基礎となる郷土資料を収集・保存し、利用に供します。その他、収蔵品データベースの構築・管理用機器の導入を実施します。	地質・生物・考古・歴史・民俗・美術工芸等の各資料群や、古文書・地域文献・地図資料・写真資料・歴史的公文書等の各史料群を収集・保存し、利用に供します。なお、地球環境、人体及び生物標本のDNAへの影響を考慮し、これまで数年おきに実施してきた全館燻蒸消毒廃止を目指し、1PM（＝総合的有害生物管理：薬剤に頼らない日常管理の徹底による虫害防止）を導入します。	1,470	1,106	2,300	1,625	1,702
3-3-2-3	10	4	7	2	3	図書館・郷土博物館	郷土博物館広報事業	特別展図録やパンフレット、博物館だより、年報等の刊行及び頒布、ホームページの更新を行います。	特別展・企画展等の開催に際し図録、パンフレット及びリーフレットを刊行して頒布するほか、郷土博物館だよりと年報を各年1回刊行します。また、館ホームページの充実を図りつつ内容更新を随時行います。	548	241	459	309	379
3-3-2-4	10	4	7	2	4	図書館・郷土博物館	特別展示・講演会・講座等開催事業	特別展等の展示会を年3回開催するとともに、「こども体験ひろば」や講演会等の教育普及事業を各種実施します。	特別展・企画展合わせて年3回、常設展示室内コーナー展示を年6回、同室内テーマ展示を年8回程度、展示室外展示（ロビー展示・ホワイエ展示）を通年にわたり開催します。また、教育普及事業として、子ども向けの体験講座を年15回程度、親子向けの体験講座を年5回程度、大人向けの体験講座を年1、2回程度、大人向けの教養講座を開催します。特別展や企画展の関連事業も行います。	9,413	9,128	8,505	9,304	11,954
3-3-2-5	10	4	7	2	6	図書館・郷土博物館	施設及び設備の維持管理事業	常設展示室の警備保安業務、映像・情報機器の定期点検、照明器具の交換等、博物館を快適に利用できるよう施設や設備を管理します。	常設展示室・特別展示室の警備保安業務、映像・情報機器の定期保守点検、照明器具の交換等、博物館を快適に利用できるよう、収蔵している資料群や史料群が適正に保存できるように、施設や設備の維持管理を行います。なお、電気使用量等の推移にも注意し、無駄のないよう努めます。	4,883	4,949	4,783	8,220	4,480

教育振興計画 施策番号	款	項	目	大 事 業	中 事 業	課名	事業名	事業内容	計画内容	計画額（千円）				
										H23	H24	H25	H26	H27
3-3-2-6	10	4	7	2	2	図書館・郷土博物館	レファレンス(資料の利用・助言・指導)	戸田市の自然史、歴史・民俗等に関する問い合わせやレファレンスに対し、一部の資料や史料等については閲覧に供しながら対応します。	戸田市の自然史や歴史民俗等に関する問い合わせやレファレンスに対し、一部の資料・史料等については閲覧に供しながら対応します。なお、対応の経過や使用した資料等の記録などを残し、以後同様の問い合わせやレファレンスがなされた際に、学芸員の誰もが対応できるようにしておきます。	0	0	0	0	0
3-3-2-7	10	4	7	2	2	図書館・郷土博物館	博物館デジタルミュージアムの構築	郷土博物館が所蔵する20万点以上の貴重な資料群の情報や画像をデータベース化して保存管理し、館WEBにて公開するための準備を進めます。	収蔵している資料群や史料群のうち、地質・植物・動物等の自然史系資料から資料個々の情報や画像のデータベース化を進め、館WEBにて順次公開していきます。なお、容量等の関係から、画像については全点を公開するのではなく、指定文化財や主たるもの等を中心に公開します。	0	0	0	0	0
3-3-2-8	10	4	8	1	1	図書館・郷土博物館	自然環境調査研究・講座開催事業	動植物調査及び自然環境の調査や調査資料、写真等に基づいて手引書・報告書を作成します。また、地域の自然の様子を写真パネルなどで展示したり各種講座の開催や生き物の配布を行います。	自然に対する興味の「きっかけづくり」となる情報・知識を提供し、郷土愛を育み自然保護等への理解を図るため、こども向け講座10回、親子・大人を対象とした講座20回、生き物配布を1回実施します。	330	435	437	525	525
3-3-2-9	10	4	8	1	2	図書館・郷土博物館	彩湖自然学習センター施設運営・維持管理事業	彩湖自然学習センターを快適に安心して利用できるように施設、設備を管理します。また、写真・標本等の展示や資料を作成し、整理・保存をするとともに、ミニ彩湖周辺では、希少植物の保護・育成を行うとともにわかりやすいホームページを作ります。	彩湖自然学習センターを安全で清潔感のあるところのやすく場所として管理するとともに、時季に応じた展示替え収蔵品の収集と展示を行っていきます。また、ホームページの更新を月3回と改善を実施します。	26,293	24,058	23,808	23,780	23,780
3-3-3-1	10	4	6	2	1	図書館・郷土博物館	図書館管理運営費	図書館を安全にかつ快適に利用できるよう施設の維持管理、図書館運営に係る各種事務を行います。	図書館施設の維持管理、図書館運営に係る庶務関係業務及び非常勤職員管理・運営、本館カウンター業務委託を行います。今後、蔵書点検を分室については順番に、配本所は開所しながら行い、利用者への利便性を図ります。また、図書館内の各種設備が老朽化していることから、計画的に改修を実施し、利用しやすい環境を整備します。	184,108	228,246	205,554	189,089	201,318
3-3-3-2	10	4	6	2	2	図書館・郷土博物館	視聴覚ライブラリー	視聴覚機器（16mm・DVDの映写機等）、16mmフィルム及びDVDソフトの貸出を社会教育団体等に行い、また「こども映画会」を開催します。	視聴覚機器（16mm・DVDの映写機等）、16mmフィルム及びDVDソフトの貸出については、市内の団体を対象に、申込があり次第随時実施し、また、「こども映画会」については、毎月第2土曜日に開催します。	103	98	84	86	132
3-3-3-3	10	4	6	2	3	図書館・郷土博物館	集会・文化活動事業（文化活動講座事業）	各講座では、折り紙講座（大人向け）と古典講座、文学講座、レファレンス講座、音訳者養成講座等を定期的に開催し、いろいろな世代に図書館の利用の幅を広げ、多くの市民に活用してもらいます。	各講座では、折り紙講座と古典講座・文学講座、レファレンス講座、音訳者養成講座等を定期的に開催し、いろいろな世代に図書館の利用の幅を広げ、多くの市民に活用してもらいます。	350	450	560	440	420
3-3-3-4	10	4	6	2	4	図書館・郷土博物館	図書館資料管理事業	児童書・一般書等の図書館資料の収集、整理、保存を行います。	利用度の高い一般向けの小説、ビジネス書、家庭家事関係書・旅行ガイド・医療などの実用書、児童向けの絵本、物語のほか、郷土博物館との複合施設であることから、日本の歴史・民俗に関する図書の収集にも配慮します。また、傷みのひどくなった基本図書の買替えや利用度の高い図書の複数冊の購入にも努めます。外国語図書や大活字本も購入し、漕艇に関する資料や市内の企業・団体が発行した資料も積極的に収集します。	26,856	26,463	21,829	21,700	21,755

教育振興計画 施策番号	款	項	目	大 事 業	中 事 業	課名	事業名	事業内容	計画内容	計画額（千円）				
										H23	H24	H25	H26	H27
3-3-3-5	10	4	6	2	5	図書館・郷土博物館	レファレンスサービス事業	調査・研究のため利用者が求めている情報を図書・雑誌・新聞・データベース等から検索し、提供します。	情報の提供だけでなく、「レファレンスだより」の発行や「レファレンス講座」を通して、調べるための資料や調べ方も紹介していきます。	1,374	1,374	1,351	1,341	1,287
3-3-3-6	10	4	6	2	1	図書館・郷土博物館	分室等運営事業	分室・配本所等の業務を委託し、効率の良い運営を行います。	平成25年7月より4分室の開館時間を延長し9時～18時までとしました。利用者への周知等行い、利用促進を図ります。 平成27年7月で上戸田分室を閉室し、平成27年9月から上戸田分館を開館します。	28,713	28,951	35,109	38,418	46,936
3-3-3-7	10	4	6	3	1	図書館・郷土博物館	図書館・郷土博物館協議会	学識経験者、教育関係者からなる図書館・郷土博物館協議会委員（任期2年）を教育委員会が委嘱し、図書館・郷土博物館の運営状況や計画等についての意見を具申します。	毎年度2回（春・秋）開催し、年度の報告や、今後の事業計画について、意見を具申します。	215	215	215	216	216
3-3-4-1	3	2	8	1	96	児童青少年課	こどもの国プール運営事業	毎年7・8月の2か月間、幼児・児童用プールを一般開放します。	毎年7・8月の2か月間、幼児・児童用プールを一般開放する。（再整備のため24年度取り壊し。25年度～26年度再整備工事）	6,244	6,347	—	—	—
3-3-4-2	10	5	4	1	1	文化スポーツ課	市民体育祭地区大会事業（再掲）	市民参加のスポーツイベントを地域住民が主体となり開催することにより、地域のコミュニケーションを深めます。	市民のスポーツの祭典として、町会連合会・体育指導委員連絡協議会が中心となり、より親しみやすく、家族みんなが参加できる楽しいスポーツイベントを目指していきます。 ※H24年度より地区大会はスポーツイベント事業へ、競技大会はスポーツ団体育成事業へ統合	8,168	—	—	—	—
3-3-4-3	10	5	1	2	7	文化スポーツ課	スポーツ交流事業	スポーツを通じて埼玉県南4市及び姉妹都市との地域交流と競技力の向上を図るため、交友大会等を企画し開催します。	県南4市、姉妹都市とうまく調整を図りながら、交流事業の運営を行い、競技力の向上と友好を深めていきます。 ※平成24年度より事業の一部をスポーツ団体育成事業へ統合、24年度は、交流レガッタを遠隔地で実施	1,649	1,922	1,701	2,353	4,427
3-3-4-4	10	5	1	2	2	文化スポーツ課	総合型スポーツクラブ設置事業	生涯スポーツ都市実現のため、誰もがスポーツに親しめる拠点として、総合型地域スポーツクラブの設立・支援を行います。	各関係機関の協力を得ながら、「芦原地区総合型地域スポーツクラブ」の育成、支援をしていきます。 ※H26年度よりこの事業は、「スポーツ団体育成事業」へ統合	250	250	200	—	—
3-3-4-5	10	5	1	2	4	文化スポーツ課	スポーツ団体育成事業	体育協会・レクリエーション協会等のスポーツ団体を育成し、市民等への普及促進を図ります。	各スポーツ・レクリエーション団体の連絡調整及び運営支援を行い、競技力の向上・人材の育成・スポーツ人口の拡大を図ります。また市民一人ひとりが生き生きとした生活を送れるように、スポーツ環境を整備します。 ※平成24年度より市民体育祭（競技大会）事業とスポーツ交流事業の一部を統合 平成27年度は埼玉県レクリエーション大会を戸田市で実施	4,835	9,789	9,788	9,788	10,788
3-3-4-6	10	5	1	2	8	文化スポーツ課	スポーツ指導者育成事業（再掲）	市民の生涯スポーツの普及と推進を図るため体育指導委員を委嘱するとともに地域スポーツを促進させるため、各地域にスポーツ推進員を配置します。	スポーツ推進員を中心にスポーツ推進員と協力し、地域に根ざした生涯スポーツの普及と推進を図ります。 ※平成24年度よりスポーツ普及事業へ統合	3,950	—	—	—	—
3-3-4-7	10	5	4	1	1	文化スポーツ課	スポーツセンター管理運営事業	地域スポーツの拠点として、施設の適正管理及び各種教室の開催により、スポーツ人口の拡大・充実を図ります。	市内最大のスポーツ施設として、魅力的な教室運営や施設の改修による利用者の拡大を図ります。また誰もが安心して利用できるよう、施設安全管理に努めます。	235,498	212,971	230,708	209,097	212,002

- 児童生徒の問題行動等の背景には、子供が置かれている様々な環境の問題が複雑に絡み合っているため、
 - ① 関係機関等との連携・調整
 - ② 児童生徒が置かれた環境の問題(家庭、友人関係等)への働きかけ など、が求められている。



教育長の報告

平成26年度 戸田市民大学認定講座の実施報告について

(平成27年3月3日現在)

1 市全課(所)

実施課 10課(所)、40講座

2 生涯学習課 実施講座 21講座、参加者数 1,551人

①生涯学習担当

No.	講座名	実施時期	回数	参加者数(人)
1	青山学院大学・戸田市連携講座	5月24日(土)～6月21日(土)	5	193
2	岐阜女子大学サテライト講座 (語学編)	6月28日(土)～7月26日(土)	5	76
3	人権講演会	7月10日(木)	1	302
4	市民の防災講座	10月11日(土)～11月15日(土)	5	355
5	埼玉大学・戸田市連携講座	11月22日(土)～12月20日(土)	5	158
6	岐阜女子大学サテライト講座 (地域文化・歴史編)	12月14日(日)・2月1日(日)	2	47
7	生涯学習サポーター養成講座 (初級編・中級編)	12月21日(日)～3月8日(日)	各4回	開催中
8	地域政策の開発講座	1月17日(土)～1月31日(土)	3	54
9	法政大学サテライト講座	2月1日(土)～3月15日(土)	5	開催中
10	文化財講座	3月1日(日)・7日(土)	2	開催中
11	市民大学公開講座	3月14日(土)	1	—
計				1,185

②公民館担当(4館の公民館講座の内、市民大学認定講座に選定されたもの)

No.	講座名	実施時期	回数	参加者数(人)
1	太極拳教室(上戸田公民館)	8月30日(土)～9月27日(土)	5	84
2	スペイン語教室(上戸田公民館)	4月30日(水)～5月28日(水)	5	70
3	パソコン教室(上戸田公民館)	5月10日(土)・11日(日)	2	26
4	歴史講座(美笹公民館)	11月5日(水)・12日(水)	2	20
5	古典文学講座(美笹公民館)	11月29日(土)～12月20日(土)	3	32
6	パソコン講座(美笹公民館)	2月28日(土)・3月1日(日)	2	17
7	おとなの環境教室(下戸田公民館)	9月5日(金)・12日(金)	2	29
8	パソコン講座⑥中級(下戸田公民館)	12月9日(火)・10日(水)	2	12
9	パソコン講座③(新曽公民館)	9月27日(土)・28日(日)	2	17
10	歴史講座(新曽公民館)	10月2日(木)～10月16日(木)	3	59
計				366

3 その他

① 開講式(平成26年5月24日(土) 午後2時～2時10分 教育センター)

② 閉講式(平成27年3月14日(土) 午後2時～2時10分 笹目コミュニティセンター)

本年度は、修了者17人に修了証の授与を予定

平成26年度 埋蔵文化財調査について

平成26年度の埋蔵文化財調査について、下記のとおり報告します。

記

1 本発掘調査

No.	遺跡名	調査内容	調査原因	実施日	範囲	所在地	結果
1	南原遺跡(13次)	緊急発掘調査	共同住宅建設	8月20日 ～9月6日	154.24㎡	南町2301-1, -2	竪穴住居3軒、周溝状遺構1基、ピットおよび土坑6基、その他性格不明遺構3基
2	鍛冶谷・新田口遺跡(9次)	緊急発掘調査	共同住宅建設	1月6日 ～1月29日	142.50㎡	上戸田5丁目20-3	【1区】溝状遺構2条、土坑3基、周溝状遺構2条、井戸跡2基、ピット15基 【2区】溝状遺構4条、土坑5基、周溝状遺構2条、井戸跡4基、ピット11基 【3区】土坑1基、溝状遺構1条、井戸跡1基、ピット3基

2 試掘確認調査

No.	遺跡名	調査内容	調査原因	実施日	日数	範囲	備考	所在地	結果
1	南原遺跡周辺	範囲確認調査	共同住宅建設	5月1日・2日	2	1208.82㎡		南町2301-1, -2	遺構遺物を検出⇒南原遺跡の範囲拡張⇒慎重工事・現状保存・発掘調査(南原遺跡第13次発掘調査)
2	美女木八幡社遺跡周辺	範囲確認調査	戸建専用住宅建設	9月24日	1	123.05㎡		美女木7-5-16	遺構・遺物は検出せず
3	根木橋遺跡周辺	範囲確認調査	有料老人ホーム建設	10月7日 ～9日	3	1661.37㎡	範囲を3分割して実施	笹目南町33番	遺構・遺物は検出せず
4	鍛冶谷・新田口遺跡	試掘調査	共同住宅建設	10月29日	1	694.89㎡		戸田市上戸田5丁目20-3	遺構遺物を検出⇒現状保存・発掘調査(鍛冶谷・新田口遺跡第9次発掘調査)
5	笹目神社脇遺跡周辺	範囲確認調査	分譲住宅建設	12月11日	1	157.26㎡		戸田市笹目6-24-30	遺構・遺物は検出せず
6	根木橋遺跡周辺	範囲確認調査	宅地造成および分譲住宅建設	1月28日	1	805.24㎡		戸田市笹目南町1266番ほか	遺構・遺物は検出せず
7	前谷遺跡周辺	範囲確認調査	個人住宅建設	2月4日	1	156.05㎡		戸田市上戸田2-12-7, 12-15	遺構・遺物は検出せず
8	南原遺跡周辺	範囲確認調査	個人住宅建設	2月17日	1	76.29㎡		戸田市南町10-21	遺構・遺物は検出せず
9	鍛冶谷・新田口遺跡	試掘調査	個人住宅建設	2月25日	1	152.58㎡		戸田市上戸田5-27-3	遺構遺物を検出⇒現在、埋蔵文化財の保存に関する協議を実施中
小計		(日)				12			

教育長の報告⑭

戸田市立郷土博物館の特別整理期間について

戸田市立郷土博物館条例第6条第4号に基づき、下記のとおり特別整理期間を定めたので報告します。

—記—

特別整理期間

平成27年10月5日（月）から10月10日（土）まで（6日間）

参考資料

○戸田市立郷土博物館条例

（昭和58年3月28日 条例第4号）

（設置）

第1条 市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、戸田市立郷土博物館（以下「郷土博物館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 郷土博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	戸田市立郷土博物館
位置	戸田市大字新曽1, 707番地

2 郷土博物館に、次の分館を置く。

名称	彩湖自然学習センター
位置	戸田市大字内谷2, 887番地

（管理）

第3条 郷土博物館は、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（事業）

第4条 郷土博物館は、法第3条に掲げる事業及び教育委員会が必要と認める事業を行う。

（職員）

第5条 郷土博物館に、館長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第6条 郷土博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 館内整理日（毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。）
- (4) 特別整理期間（毎年1回15日以内）
- (5) その他教育委員会が必要と認めた日

(入館料等)

第7条 郷土博物館の入館料及び施設使用料は、無料とする。ただし、郷土博物館が期間を定めて特別の資料を展示した場合には、教育委員会は別に入館料の額を定め、これを徴収することができる。

2 前項ただし書きに規定する入館料は、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、減額又は免除することができる。

(損害賠償)

第8条 郷土博物館資料（法第3条第1項第1号に掲げる博物館資料をいう。）若しくは設備、器具等を破損、汚損又は紛失した者は、相当の代価をもって賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(博物館協議会)

第9条 法第20条の博物館協議会は、戸田市立図書館条例（昭和58年条例第3号）第8条の戸田市立図書館・郷土博物館協議会をもって充てる。

(委任)

第10条 この条例施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(中略)

附 則（平成21年条例第19号）

この条例は、平成21年9月1日から施行する。